

愛知県障害者自立支援協議会人材育成部会 令和6年度検討状況等報告

議題1：愛知県障害福祉従事者人材育成ビジョンの見直しについて	議題2：市町村における障害福祉従事者向けの研修実施状況に係る調査について																																																										
<p>○ 概要 令和元年11月に策定した愛知県障害福祉従事者人材育成ビジョンについて、策定から5年経過するにあたり内容を見直す。</p> <p>○ 見直しの内容 ・情報の更新、文言の修正。 ・人材育成体制における市町村、圏域、県の役割や、それぞれ実施すべき研修の内容を整理する。</p> <p>○ 委員からの意見 ・コラムの内容の補強（専門コース別研修のコース名を全て掲載する（サービス管理責任者も対象のコースはその旨が分かるように記載する）。地域アドバイザーの派遣方法を記載する等）。 ・事業所の経営者や管理者向けに、人材育成についての研修が必要ではないか。 ・国の制度改正により研修の数が増加しているため、受講が必須なのか任意なのか、どのような位置付けの研修なのか曖昧になっている。 ・国の制度改正により新設された研修や、受講が望まれる研修を、新規の指定事業者にどのように伝えるか検討が必要である。 ・事業所としては、職員に研修を受講させたいが現場の人手が足りないという中で、研修の受講もままならない状況がある。</p> <p>○ 今後の流れ 意見を踏まえ、文言の修正等を行った上で、委員へ再度、内容の最終確認をした上で決定する（令和7年3月予定）。</p>	<p>○ 調査の目的 人材育成体制の検証・見直しのために、市町村に対して、市町村が実施する障害福祉従事者向けの研修の実施状況を調査した。</p> <p>○ 調査対象 市町村（基幹相談支援センター、自立支援協議会を含む）における令和5、6年度の研修事業（事例検討会、勉強会を含む）。委託で実施している研修も含む。</p> <p>○ 調査結果 ・実施している市町村：52市町村（前回調査+3） ・研修テーマの内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">テーマ</th> <th colspan="2">件数</th> <th rowspan="2">テーマ</th> <th colspan="2">件数</th> </tr> <tr> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①相談支援</td> <td>90</td> <td>83</td> <td>⑨就労支援</td> <td>10</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>②事例検討 (グループスルーパービジョン)</td> <td>70</td> <td>68</td> <td>⑩地域生活移行・定着</td> <td>20</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>③権利擁護</td> <td>83</td> <td>97</td> <td>⑪地域生活支援拠点</td> <td>19</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>④意思決定支援</td> <td>48</td> <td>40</td> <td>⑫BCP</td> <td>14</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>⑤障害児支援</td> <td>54</td> <td>62</td> <td>⑬にも包括 (メンタルヘルス)</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>⑥強度行動障害</td> <td>31</td> <td>36</td> <td>⑭ピアサポート</td> <td>11</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>⑦医療的ケア</td> <td>20</td> <td>24</td> <td>⑮その他</td> <td>98</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>⑧⑤～⑦以外 の障害特性</td> <td>35</td> <td>39</td> <td>合計</td> <td>613</td> <td>607</td> </tr> </tbody> </table>	テーマ	件数		テーマ	件数		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	①相談支援	90	83	⑨就労支援	10	13	②事例検討 (グループスルーパービジョン)	70	68	⑩地域生活移行・定着	20	11	③権利擁護	83	97	⑪地域生活支援拠点	19	14	④意思決定支援	48	40	⑫BCP	14	17	⑤障害児支援	54	62	⑬にも包括 (メンタルヘルス)	10	12	⑥強度行動障害	31	36	⑭ピアサポート	11	6	⑦医療的ケア	20	24	⑮その他	98	85	⑧⑤～⑦以外 の障害特性	35	39	合計	613	607
テーマ	件数		テーマ	件数																																																							
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度																																																						
①相談支援	90	83	⑨就労支援	10	13																																																						
②事例検討 (グループスルーパービジョン)	70	68	⑩地域生活移行・定着	20	11																																																						
③権利擁護	83	97	⑪地域生活支援拠点	19	14																																																						
④意思決定支援	48	40	⑫BCP	14	17																																																						
⑤障害児支援	54	62	⑬にも包括 (メンタルヘルス)	10	12																																																						
⑥強度行動障害	31	36	⑭ピアサポート	11	6																																																						
⑦医療的ケア	20	24	⑮その他	98	85																																																						
⑧⑤～⑦以外 の障害特性	35	39	合計	613	607																																																						
<p>報告事項：サビ管等研修事業者との意見交換会について</p> <p>○ 実施内容（予定） 令和6年度から東北福祉カレッジ（実施主体：株式会社中川）を、愛知県社会福祉協議会に加え、サビ管等研修の2つ目の研修事業者として指定し研修実施したことに伴い、研修の質の向上を図るため、2つの研修事業者、各研修に携わった研修講師等及び県との間で研修実施内容などの情報共有や意見交換をする場を年度末に設ける予定。研修を実施する中で、良い取組や課題に感じていること等を共有し合い、相互に研修の質を高め合える取組を進める。</p> <p>○ 委員からの意見 ・全体を見たときにお互いにいいところや悪いところに気付いたり、もう少し努力した方がよいとか、元々やっているところにも参考になることが見つかるかもしれない。 ・研修で工夫した点とか、反省点や理想とすべき目標など、お互い良い意見が出るとよい。 ・意見交換を通じて、愛知県の指定研修としての標準化が図られるべきである。</p>	<p>○ 委員からの意見 ・テーマ「その他」の中に、「権利擁護」に入るはずの虐待防止関係も含まれていた。市町村によりカテゴリーの認識が違うので整理すべき。 ・市町村で実施する研修は対象者が幅広になるものだが、特に虐待防止に係る研修は、サービス管理責任者向け、管理者向けに研修を実施することで直接的な効果に繋がりやすい。</p> <p>○ 今後の取組 ・市町村ごとにカテゴリーの認識に齟齬が出ないよう回答要領を改良する。 ・どのテーマがどの階層（初任者向け、中堅向け、管理職向け）に向けて実施されているかを整理する。</p>																																																										

愛知県障害者自立支援協議会 地域生活移行推進部会 検討状況等報告（令和6年度）

	①地域生活支援拠点等の整備について	②グループホーム整備・運営支援制度について
概要等	<p>第7期障害福祉計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和8年度末までに各市町村は、地域生活支援拠点等を整備し（複数市町村による共同整備も可能）、コーディネーター等の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制等の構築を進める。 ○ 各市町村において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。 	<p>制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ グループホーム整備促進支援制度は、新たに整備を検討している者を主な支援対象とし、立ち上げから運営までトータルに支援することを目的として、平成26年から実施。現在、7名の支援コーディネーターを配置している。 ○ 令和6年度は、スタートアップ相談会、グループホーム見学・相談会、モニタリング調査を実施した。 ○ また、令和6年度については、支援コーディネーターを増員し、日中サービス支援型ホームに対するモニタリング調査を実施した。
部会での検討状況	<p>第1回部会 (R6. 6. 11)</p> <p>各市町村における拠点等の整備状況、令和5年度事業に対する運用評価の実施状況等について、報告した。</p> <p>【委員の主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援拠点等については、全市町村で整備されたことにはなったが、実効性のある整備には至っていない市町村もある。また、主な5つの機能が整備されたからといって、障害のある方が地域で安心して暮らすまでの支援体制が完成されているわけではなく、各地域の実情に応じて、必要な機能の充実を図るべきである。 ・ 各市町村において、その役割を担うコーディネーターにどのような人材が配置されており、機能の充実を図っているのか等を把握し、市町村へ情報提供することはどうか。 <p>第2回部会 (R6. 10. 25)</p> <p>各市町村に対して、コーディネーターの配置状況等について調査を実施し、その結果について報告した。</p> <p>【委員の主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援拠点等の機能の充実を図る上で、重要な役割を担う拠点コーディネーターについては、令和6年度の障害福祉サービス報酬の改定で、一定の評価がなされるようになっているので、今後配置が進んでいくと思う。 ・ 各市町村や各事業所等において、地域生活支援拠点等の制度創設時の理念や必要性を再認識してもらい、機能の充実に向けて取り組んでいくよう、引き続き支援していく必要がある。 	<p>第1回部会 (R6. 6. 11)</p> <p>今年度の取組内容について報告した。</p> <p>【委員の主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グループホームの経営者に対して、今回の日中サービス支援型グループホームモニタリング調査に関する報告会へ参加してもらうよう、働きかけてもらいたい。 ・ モニタリング調査では、利用者の希望する生活の実現に向けて、現場の支援者や利用者に直接話を聞いて、支援の方法や利用者の意思決定等の実態を把握する必要がある。 <p>第2回部会 (R6. 10. 25)</p> <p>今年度の運用状況を報告するとともに来年度の制度案について、検討を行った。</p> <p>【委員の主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スタートアップ相談会の講義において、強度行動障害を有する人に対して、どのような環境整備や支援が必要かを伝えていく必要がある。 ・ 福祉初心者、外国人が従事するグループホームも増えているが、研修に参加する時間がないグループホームであっても、職員への研修機会を確保していく必要がある。 <p>第3回部会 (R7. 2. 7)</p> <p>今年度の事業実施状況と来年度の当事業の方針について報告した。</p> <p>【委員の主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域連携推進会議」について良い取り組みがあれば情報共有してもらいたい。 ・ スタートアップ相談会では、障害のある方に対する支援の物語を取り上げるなど、好実例や具体的な事例を含めて、グループホームの必要性が見えてくる形が望ましい。 ・ また、スタートアップ相談会等では、具体的な支援技法等を学ぶことができる専門的な研修を紹介することはどうか。
次年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、各市町村において地域の実情に応じた拠点等の機能の充実が図られるよう、運用状況を照会し、各市町村への情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、スタートアップ相談会、グループホーム見学・相談会、モニタリング調査を通して、グループホームの支援の質の向上を図る。

グループホーム整備・運営支援制度事業 実施状況について（令和6年度）

○令和6年度実施状況一覧

	スタートアップ相談会	グループホーム見学・相談会	モニタリング調査	グループホーム相談会
対象	新規開設事業者	新規開設事業者	・前年度中に、法人として初めて開設したグループホーム	既設事業者
開催日時	令和6年6月14日（金） 午前9時30分～午後3時	令和6年9月から10月中旬 (計9か所 実施)	令和7年1月から令和7年2月	令和7年1月24日（金） 午前9時45分～午後3時半
実施方法	集合型	現地見学	対面又はオンライン	集合型
参加者数 または 対象数	講義（上映会含む）のみ：11名 講義（上映会含む）+相談会：24名 計35名	延べ29名	8事業所	講義のみ：10名 講義+相談会：18名 計28名
内容	午前 講義・ビデオ上映 講義内容 ・グループホームの歴史について ・意思決定支援・虐待防止について ・グループホームの指定手続きについて ・監査のポイントについて 午後 グループ相談会	グループホームの見学+相談会	質問紙調査+管理者への聞き取り 調査項目 ・基本情報 ・利用者に対する意思決定支援について ・事業所の体制について ・強度行動障害を有する方への支援について ・事業所にて工夫していること、独自に行っていること。 ・現在課題となっていること、困っていること ・その他（上記項目以外で印象に残ったこと）	午前 講義 ・増設のメリット・デメリット、支援度の高い方への支援 ・指導監査のポイントについて ・障害者虐待防止の取組について 午後 グループ相談会
備考	【グループ相談会の主な相談内容】 ・グループホームにおける支援 ・職員配置、人材育成 ・資金収支 等		今年度においては県内の日中サービス支援型GH（令和6年8月1日時点91か所）を対象とした大規模なモニタリング調査を別に実施（報告は別紙資料参照）	【グループ相談会の主な内容】 ・利用者への支援 ・人材育成 ・地域連携推進会議 等

令和7年度 グループホーム整備・運営支援制度

行事名	スタートアップ相談会	グループホーム見学・相談会	グループホーム相談会	モニタリング調査																																						
対象	新規開設予定事業者+既設事業者	新規開設予定事業者+既設事業者	既設事業者	日中サービス支援型（既設事業者を含む） 前年度開設事業者																																						
時期	令和7年6月上旬	令和7年9月から10月上旬	令和8年1月中旬	令和7年11月～12月																																						
内容	<p><u>午前（講義+上映会）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 2px;">カリキュラム (所要時間：2時間50分)</td> </tr> <tr> <td>ガイダンス</td><td>当日の流れ・諸注意事項</td><td>5分</td> </tr> <tr> <td>上映会</td><td>グループホームの支援</td><td>15分</td> </tr> <tr> <td>支援Co講義</td><td>グループホームの歴史</td><td>35分</td> </tr> <tr> <td>支援Co講義</td><td>意思決定支援</td><td>35分</td> </tr> <tr> <td>講義</td><td>強度行動障害について</td><td>30分</td> </tr> <tr> <td>行政講義</td><td>指定の手続き等</td><td>30分</td> </tr> <tr> <td>行政講義</td><td>実地指導のポイントについて</td><td>20分</td> </tr> </table> <p>【主な変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害に関する講義を追加。講師はあいち発達障害者支援センターの職員の予定。 ・支援CO講義の中で、当事者が望むグループホームの支援について触れる。 <p><u>午後（相談会）</u></p> <p>各Co（計7名）ごとに、グループに分かれて、管理者等の職種ごとにまとめて、相談会を実施。 なお、支援度の高い人（行動障害のある方等）への支援の悩みをもつ受講者は、なるべく一つのグループにまとめて相談会を実施。</p>	カリキュラム (所要時間：2時間50分)			ガイダンス	当日の流れ・諸注意事項	5分	上映会	グループホームの支援	15分	支援Co講義	グループホームの歴史	35分	支援Co講義	意思決定支援	35分	講義	強度行動障害について	30分	行政講義	指定の手続き等	30分	行政講義	実地指導のポイントについて	20分	<p><u>県内のグループホーム（7カ所）</u> (内容)</p> <p>グループホームの見学及び相談会（物件選びのコツ、障害特性に合わせた工夫、防火・防災対策 等）</p> <p><u>講義（午前）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 2px;">カリキュラム (所要時間：1時間55分)</td> </tr> <tr> <td>ガイダンス</td><td>当日の流れ・諸注意事項</td><td>5分</td> </tr> <tr> <td>支援Co講義</td><td>グループホームの主な課題とその対応について</td><td>40分</td> </tr> <tr> <td>行政講義</td><td>実地指導のポイントについて</td><td>30分</td> </tr> <tr> <td>支援Co講義</td><td>障害者虐待防止の取組について</td><td>40分</td> </tr> </table> <p><u>午後（相談会）</u></p> <p>各Co（計7名）ごとに、グループに分かれて、管理者等の職種ごとにまとめて、相談会を実施。 なお、支援度の高い人（行動障害のある方等）への支援の悩みをもつ受講者は、なるべく一つのグループにまとめて相談会を実施。</p>	カリキュラム (所要時間：1時間55分)			ガイダンス	当日の流れ・諸注意事項	5分	支援Co講義	グループホームの主な課題とその対応について	40分	行政講義	実地指導のポイントについて	30分	支援Co講義	障害者虐待防止の取組について	40分	<p>訪問相談支援分 (内容)</p> <p>希望する事業者に対して、支援コーディネーターが面談等を行い、助言等を行う。</p> <p><u>対象</u></p> <p>日中サービス支援型（既設事業者を含む） 前年度開設事業者</p> <p>※合計20か所程度の事業所に調査を実施予定</p>
カリキュラム (所要時間：2時間50分)																																										
ガイダンス	当日の流れ・諸注意事項	5分																																								
上映会	グループホームの支援	15分																																								
支援Co講義	グループホームの歴史	35分																																								
支援Co講義	意思決定支援	35分																																								
講義	強度行動障害について	30分																																								
行政講義	指定の手続き等	30分																																								
行政講義	実地指導のポイントについて	20分																																								
カリキュラム (所要時間：1時間55分)																																										
ガイダンス	当日の流れ・諸注意事項	5分																																								
支援Co講義	グループホームの主な課題とその対応について	40分																																								
行政講義	実地指導のポイントについて	30分																																								
支援Co講義	障害者虐待防止の取組について	40分																																								

令和6年度第2回医療的ケア児支援部会の活動状況について

開催日：令和7年2月6日(木)（愛知県自治センター6階 602、603会議室）

議題：医療的ケア児等コーディネーターの活用の促進について

1. 背景・目的

- 県では、国のカリキュラムに基づいた医療的ケア児等コーディネーター養成研修を、平成30年度から実施している。
- コーディネーターの人数は増えてきたものの、当部会でも複数の委員より「活動状況や委託方法について市町村ごとにばらつきがある」などの意見をいただいている。
- コーディネーターの役割については、令和6年3月「医療的ケア児等支援者の研修等に関する調査研究（こども家庭庁：令和5年子ども・子育て支援等推進調査研究事業）」において、期待する役割が整理されたところである。
- については市町村や関係機関に、県としてコーディネーターの活用の在り方を明確に示していくための対応について、御意見を伺う。

(R6.4時点 市町村配置人数：382人／修了者数：574人)

2. 課題

- コーディネーターを活用するにあたり、市町村が感じている課題について調査したところ、以下の課題が挙げられた。
- 市としてコーディネーターをどう活用するのか、体制が定まっていない。コーディネーターが個々に相談を受けて対応しており、連携体制ができていない。
 - 医療的ケア児等コーディネーターとは何か、どんな役割や機能が求められているか、今後の効果的な活用の仕組みなど、地域の行政・医療・福祉・教育の関係者の中で理解と啓発が足りない。
 - 現状対応した事例が少ないため、毎回手探りしながら必要な支援を検討している。
 - 全て行政職員の為、人事異動などにより、継続した支援が行えない可能性がある。
 - 医療・福祉・保健との連携の機会が少なかった学校との連携が難しい。
 - コーディネーター同士が集まる場がなく、事例の情報共有等ができていない。
 - 市内の医療的ケア児全員の把握が出来ておらず、どのように活動してよいのか不明。
 - 看護職員の配置等の人員面及びバリアフリー等の設備面から、医療的ケア児及びその家族のニーズに対応できる社会資源が不足している。

3. 課題の背景として考えられること

- 市町村が支援体制を構築できない背景
 - ・ コーディネーターの役割の理解が不十分
 - ・ 支援体制整備を主体的に行う立場にあるという認識が不足
 - ・ 支援の事例が不足
- コーディネーターの活動が困難となる背景
 - ・ コーディネーターの存在と役割に対する関係機関の周知・理解が不足
 - ・ コーディネーター同士の横のつながりの不足
 - ・ 医療的ケア児を受け入れられる事業所等、社会資源の不足

4. 県の対応案

- 市町村による支援体制の構築を推進するために以下の取組を行う。
 - ・ コーディネーターの役割と本県の目指す姿を改めて周知する。
 - ・ 市町村の支援体制に関する好事例を収集し展開する。
- コーディネーターの活動が円滑に進むよう以下の取組を行う。
 - ・ コーディネーターの存在と役割を関係者に周知できるよう、リーフレット等を作成し、配布する。
 - ・ 医療的ケア児支援センター及び医療的ケア児等アドバイザーをはじめとした県の取組を改めて周知する。（地域で解決できない課題に関する相談、地域の事業所等において医療的ケア児の受け入れが進められるよう助言や研修の実施等）
 - ・ 医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修及び各医療的ケア児支援センターが開催する研修や会議等の場を活用し、コーディネーターのスキル向上と横のつながりづくりに資する取組を継続する。

愛知県障害者基礎調査について

資料4

1 趣旨・目的

- 障害者基本法第11条第2項に基づき、都道府県は、国が策定する障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（「都道府県障害者計画」）を策定しなければならないとされている。
- 本県では、過去3回の障害者計画策定の際に、本県の障害者の状況を把握するため、「愛知県障害者基礎調査」を実施している。
- 現行の「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」（本県障害者計画に位置づけ）が、2026（令和8）年度末で計画期間満了となるため、2026年度中に次期障害者計画の策定作業を行う必要があるが、調査結果を当該計画に反映するためには、2025（令和7）年度中には調査を実施し、調査結果をとりまとめる必要がある。

＜参考＞愛知県障害者計画について

① 策定の趣旨

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するため（分野を横断する総合的な計画）。

② 策定経過

策定年度	計画名	計画期間	基礎調査の実施
2000年度 (H12)	「21世紀あいち福祉ビジョン」策定 (第1次愛知県障害者計画)	2001～ 2010年度	実施なし
2010年度 (H22)	「あいち健康福祉ビジョン」策定 (第2次愛知県障害者計画)	2011～ 2015年度	実施あり (2010年度)
2015年度 (H27)	「あいち健康福祉ビジョン2020」策定 (第3次愛知県障害者計画)	2016～ 2020年度	実施あり (2015年度)
2020年度 (R2)	「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」策定 (第4次愛知県障害者計画)	2021～ 2026年度	実施あり (2019年度)
2026年度 (R8)	「あいち障害者福祉プラン 2027-2032」策定 (第5次愛知県障害者計画)	2027～ 2032年度	実施予定(2025 年度)※今回調査

2 実施の方針について

- 2026（令和8）年度の「第5次愛知県障害者計画」策定に向け、2025（令和7）年度中に、愛知県障害者基礎調査を実施し、当該年度中に調査結果をとりまとめる。
- 調査の実施フレーム（調査方法・対象）については、基本的には、前回の調査（2019年度実施）と同様の形とする。ただし、県障害者施策審議会及び県障害者自立支援協議会での御意見を踏まえ、予算の範囲内（当初予算額：4,144千円）で適宜変更する。
- 調査項目については、前回の調査時の項目をベースに、県障害者施策審議会及び県障害者自立支援協議会での御意見を踏まえ、追加・削除を行う。

3 事業の内容（案）・・・前回調査（2019年度）と同様

（1）実施方法

一般競争入札により事業者に委託の上、実施する。

（2）委託内容

- ・調査票の作成（通常版3,200部、点字版50部、音声版50部、拡大文字版50部）
- ・調査票の郵送（宛名ラベルは県が作成）・回収・集計
- ・調査期間中の問合せ対応
- ・報告書の作成

（3）調査方法・対象

県内の障害者3,200人に対して、調査票を郵送し、調査する。

◆調査数：3,200人（対象の内訳は以下のとおり）

- ①身体障害者：1,500人（政令市を除く手帳所持者から抽出）
(内訳：肢体不自由400、内部障害300、視覚障害100、聴覚障害150、音声言語障害50)
- ②知的障害者：400人（政令市を除く手帳所持者から抽出）
- ③精神障害者：400人（政令市を除く手帳所持者から抽出）
- ④発達障害者：300人（原則、政令市を除く発達障害関係団体会員から抽出）
- ⑤難病患者：300人（政令市を除く難病法の特定医療費助成制度受給者から抽出）
- ⑥高次脳機能障害者：300人（政令市を除く高次脳支援拠点機関利用者等から抽出）

＜参考＞

前回調査時の回収率：47.5%（1,473通/3,100通）

（4）調査項目

住まい・暮らし、生活支援、教育、医療、情報・コミュニケーション、人権、就労、収入、文化芸術・スポーツ、防災・防犯等、幅広い分野について調査を行う。

※前回調査時の調査項目については別紙参照。

（5）調査時期

調査：2025（令和7）年10月頃 報告書のとりまとめ：2026（令和8）年2月頃

4 今後のスケジュール（予定）

年月	内容
2025（令和7）年3月	・令和6年度第2回愛知県障害者自立支援協議会 （【意見聴取】実施方針や内容、調査項目について） ・令和6年度第3回愛知県障害者施策審議会 （【意見聴取】同上）
2025（令和7）年7～8月	・令和7年度第1回愛知県障害者自立支援協議会 （【意見聴取】調査項目・内容について） ・令和7年度第1回愛知県障害者施策審議会 （【意見聴取】同上）
2025年9月	一般競争入札（委託事業者の募集）
2025年10～11月	調査の実施
2026年2月	調査のとりまとめ
2026年2～3月	・令和7年度第2回愛知県障害者自立支援協議会 （【報告】調査結果について） ・令和7年度第3回愛知県障害者施策審議会 （【報告】同上）

前回調査時（2019年度実施時）の調査項目について

別紙

1. 基本属性	
問 1	アンケートの回答者
問 2	性別
問 3	年齢
問 4	主な障害種別
問 5	身体障害者手帳の有無、障害等級
問 6	身体障害の主な内容
問 7	療育手帳の有無、障害等級
問 8	知的障害に係る他の障害や疾病の有無
問 9	精神障害者保健福祉手帳の有無、障害等級
問 10	精神障害の主な内容
問 11	手帳取得時の年齢
問 12	発達障害の有無、内容
問 13	難病の有無、病名
問 14	高次脳機能障害の主な症状
問 15	高次脳機能障害の主な原因
問 16	障害支援区分認定の有無、認定結果
問 17	要介護認定の有無、認定結果
問 18	乳幼児健康検査における保健指導等の経験の有無
2. 住まい・暮らしについて	
問 19	現在の暮らし方（一人暮らしや家族と同居など）
問 20	同居人の有無
問 21	生活の場所（持ち家、グループホーム、入所施設、病院など）
問 22	入所・入院期間
問 23	将来希望する生活の形
問 24	地域移行に当たっての課題や希望する県の施策（自由記述）
3. 障害福祉サービスの利用状況について	
問 25	障害福祉に関する情報の入手方法・入手場所
問 26	障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用の有無
問 27	サービス等利用計画の作成者
問 28	利用している障害福祉サービス・障害児通所支援等の種類
問 29	利用しているサービスに対する満足度
問 30	利用しているサービスに対する不満の理由
問 31	サービスを利用していない理由
問 32	サービスを利用できなかった理由
問 33	今後3年間の障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用予定
問 34	今後利用する障害福祉サービス・障害児通所支援等の種類
問 35	今後利用したいその他のサービス（地域生活支援事業のメニューから）
4. 生活支援について	
問 36	困った時の相談相手
問 37	困った時の相談方法
問 38	相談先への要望
問 39	成年後見制度の存在の認知度
問 40	成年後見制度の利用の有無
問 41	成年後見制度の今後の利用希望
問 42	日常生活自立支援事業の利用の有無
5. 教育・育成について	
問 43	通学の有無、通学している学校の種類
問 44	学びの場の種類（通常学級、特別支援学級など）
問 45	放課後や夏休み中の日中の過ごし方
問 46	学校における教育や配慮に対する満足度
問 47	学校に対する要望（自由記述）
6. 医療について	
問 48	自宅における医療的ケアの有無
問 49	医療的ケアの内容
問 50	経管栄養の方法
問 51	主治医（医療機関）への通院頻度
問 52	身近な地域におけるかかりつけ医療機関の有無
問 53	かかりつけ医の無い理由

問 54	健康診断や歯科検診の受診頻度
7. 情報・コミュニケーションについて	
問 55	情報の入手方法・入手場所
問 56	利用している情報やコミュニケーションの支援策（手話、点字、字幕など）
問 57	希望する情報のバリアフリー化に関する施策
問 58	希望する情報提供媒体の種類（視覚障害者向け）
問 59	コミュニケーション手段の種類（聴覚障害者向け）
問 60	コミュニケーション手段の種類（視覚障害者向け）
問 61	コミュニケーション支援に関する県への要望（自由記述）
8. 生活環境について	
問 62	現在の街（駅や商業施設）のバリアフリー化の満足度
問 63	現在の歩行空間（歩道）のバリアフリー化の満足度
問 64	自分自身で行っている街のバリアフリー化に向けた取組
9. 収入について	
問 65	収入や手当の有無、その種類
問 66	もらっている年金の種類
問 67	年金をもらっていない理由
問 68	もらっている手当の種類
問 69	本人の年間の収入金額
問 70	生計中心者が誰か。
問 71	生計中心者の収入の種類
問 72	家族の生計中心者の収入金額
10. 就労について	
問 73	就労の経験の有無
問 74	現在の就労の有無
問 75	現在の就労期間
問 76	仕事の種類（正社員、アルバイト、自営業、就労継続支援A型など）
問 77	就労先を見つけた方法
問 78	仕事による収入金額
問 79	就労・就労定着に必要な配慮の内容
問 80	仕事が長続きしない理由
11. 文化芸術活動・スポーツについて	
問 81	行っている文化芸術活動の内容
問 82	文化芸術活動の頻度
問 83	文化芸術活動として作品展や発表会への希望
問 84	運動やスポーツの頻度
問 85	運動やスポーツを行わない理由
問 86	文化芸術活動やスポーツを行う上で、県や入所施設等への要望（自由記述）
12. 障害や障害者への理解と障害者の権利擁護について	
問 87	差別や嫌な思いを受けた経験の有無
問 88	差別などを受けた場所
問 89	差別などの内容（自由記述）
問 90	合理的配慮の提供と考える内容（自由記述）
問 91	障害者差別解消法の存在の認知度
問 92	虐待の経験の有無
問 93	虐待をした相手（養護者、福祉サービス事業所の職員、学校教職員など）
問 94	受けた虐待の類型（身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待など）
問 95	ヘルプマークの知識の有無
問 96	ヘルプマークの所持の有無
13. 安全・安心について	
問 97	災害時（地震や台風）に不安に感じること
問 98	必要と感じる災害対策
問 99	防犯対策（消費者トラブルを含む）として必要な施策（自由記述）
問 100	将来の生活への不安の有無
問 101	将来の生活の不安の内容
問 102	県の施策において、優先すべきもの（上位3つを順位付け）
問 103	その他、日常生活や社会生活を営む上で、困っていること（自由記述）

令和6年度相談支援アドバイザーハイツ会議 検討状況等報告

議題・報告事項	主な意見 及び 今後の取組について
第1回 [令和6年7月5日] 議題 <ul style="list-style-type: none"> 1 (株) 恵の処分に伴う入所者支援について 2 地域生活支援拠点等の整備状況及び運用評価等について 3 令和5年度地域アドバイザーハイツ事業の取組状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (株) 恵に関し、利用者支援の視点からは、意思決定支援会議においてアドバイザーも混ざったり、厚生労働省の意思決定支援ガイドラインを活用したりといった方策も必要なのではないかと感じる。 → R6.7.19 付 1073 号事務連絡において、政令市除く市町村に、意思決定支援に係る原則と国のまとめたガイドラインを周知。また、R6.12.26 付事務連絡において、利用者のサービス等利用計画、個別支援計画等が、適切な意思決定支援に基づいて行われているかについて確認するよう市町村へ依頼。 ○ 市町村・地域アドバイザーハイツ・事業所間の役割分担について、しっかりと示されたものが必要であると感じる。 → R6.7.19 付 1073 号通知において、アドバイザーと各機関の関係を整理して市町村へ案内。あわせて、いわゆる丸投げ対応の無いよう注意喚起。また、アドバイザーの (株) 恵に係る支援の内容・件数は11月と2月に調査し、内容を把握
第2回 [令和6年11月29日] 議題 <ul style="list-style-type: none"> 1. 情報交換 (圏域内で生じるケースの把握方法及び基幹へのフォローについて) 2. 来年度の地域アドバイザーハイツ事業について (株) 恵対応の今後について 地域連携推進会議の設定義務化に係る助言・支援について 3. 各市町村のセルフプラン率について 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹と指定相談間の連携はとれているか、状況整理を要すると考えられる → 相談支援に係る人材育成や地域づくりで中心的役割を担っている基幹の状況整理や情報提供を期して、令和7年度以降の地域アドバイザーハイツ会議に基幹相談支援事業所の参加を検討 ○ (株) 恵関係、地域連携推進会議については、令和6年度ほどの規模ではないが、令和7年度も継続して行う。主には自立支援協議会等での助言支援を想定 ○ セルフプラン率の調査結果について背景、要因の分析をされたい。 → 令和7年度のセルフ率調査結果をもとに、事業所数などの数値と相関分析を行う ○ 相談支援体制の状態を知る指標として、市町村ごとにセルフプラン率の目標を設定するとよい → 上記分析結果を踏まえて設定に関し検討を行う予定
第3回 [令和7年3月5日] 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 1 日中サービス支援型グループホームのモニタリング調査結果について 2 市町村における障害福祉従事者向けの研修実施状況について 3 令和7年度の地域アドバイザーハイツ業務について 議題 <ul style="list-style-type: none"> 4 生成AIの活用について 5 視覚障害者に対する支援について 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 6 圏域別開催状況、事業所意見等に係る集計データについて、アドバイザーハイツの利用に限り提供済 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日中 GH の全数調査について、好事例とされるものは、普通の水準のものであり、好事例の創出は各事業所の自助でなく県、市町村の後押しができればと思う。/調査を行ったあとで、具体的な解決を行っていく必要がある。 → 調査の結果とりまとめのみならず、圏域における近隣事業所の情報交換、アドバイザーハイツとの連絡先交換を実施。今後の困りごとについて相互協力できる人脈づくりを支援。地域ぐるみでの課題解決ができる体制を目指す ○ 市町村から相談支援アドバイザーハイツへの相談がないため、もっと活用を呼び掛けてもよいのではないか → 年度当初、アドバイザーハイツの連絡先に係る情報提供にあわせて市町村へ呼びかけ ○ 豊橋市での地域連携推進会議に関する取組の事例紹介が望ましい → 同圏域のアドバイザーハイツに、会議における情報提供を依頼する予定 ○ 事業所虐待において、利用者救済の視点が抜け落ちることが多い。事業所の保険活用による被害者への補償など情報提供を → 市町村からの虐待報告において、特に利用者への補償が必要な場合保険の活用等も含め検討するよう、改善計画の視点として市町村へ助言 ○ 地域連携推進会議の詳細な状況について知りたい → 圏域別の同会議開催状況、事業所意見等に係る集計データについて、アドバイザーハイツの利用に限り提供済

令和6年度日中サービス支援型グループホームモニタリング調査結果について

資料6

1 概要

- 平成30年度に創設された日中サービス支援型グループホームにおいて、よりよい支援につなげていただけるよう、運営や支援上の不安や困りごとなどを確認するとともに、必要に応じて助言や支援を行うため、モニタリング調査を行った。

2 調査対象について

- 日中サービス支援型グループホーム77か所（対象事業所数：91か所のうち、調査に同意した事業所。令和6年8月1日現在）

3 調査方法・進捗等

内容	進捗状況
① 事前調査票の送付	済（8月15日付）
② 事前調査票の回収・集計	済（結果は第二回部会で報告）
③ 支援コーディネーターに依頼	済
④ 面談の実施	済（令和6年10月～12月）
⑤ 調査結果報告会	令和7年3月7日に実施済 ※1月17日から延期 場所：愛知県自治センター12階E会議室 コーディネーター、日中サービス支援型GHで好事例、困りごと等を共有。 (GH同士やコーディネーターとの顔の見える関係作り、地域で相談し合える関係作りを目的とする) 参加者：32名
⑥ 調査結果公表	令和7年3月（予定） ※県ホームページでの公表を想定

4 調査結果の概要について

（1）基本情報（事前調査結果）

項目	グループホームの状況
① 法人種別	(株)：67か所、(一社)：5か所 (社福)：3か所、(NPO)：2か所
② 定員	10人以下：11か所、11人～20人：59か所 21人以上：7か所（最大40人）
③ 入居者数（計：1,255人）	10人以下：20か所、11人～20人：53か所 21人以上：4か所（最大30人）

項目	グループホームの状況
④ 入居率	50%未満：11か所 50%～80%未満：12か所 80%以上：54か所
⑤ 障害種別（計：1,255人）	身体：220人、知的：589人、精神：418人 難病：23人、その他：5人 合計：1,255人
⑥ 支援区分（計：1,255人）	区分1～3：297人 区分4：377人（※区分4～6：885人） 区分5：300人 区分6：208人 不明：73人 合計：1,255人
⑦ 重度障害者入居率（※） ※ 支援区分4～6の入居者数/入居者数	50%未満：10か所 50%～80%未満：37か所 80%以上：30か所
⑧ 強度行動障害の利用者の有無	あり：40か所（計127人） {うち、1人：7か所、2人以上：33か所} なし：37か所
⑨ 車保有台数	0台：8か所、1台：51か所、2台以上：18か所
⑩ 建物の所有形態	自己所有：21か所、借り上げ：56か所

（2）モニタリング調査項目

- 各支援コーディネーターは以下の7項目に沿って、モニタリング調査を行っている。

調査項目	
1 基本情報	5 事業所での工夫点、独自の取組
2 利用者に対する意思決定支援	6 現在課題になっていること、困りごと
3 事業所の体制	7 その他
4 強度行動障害のある方への支援	

(3) 調査結果（好事例又は困難事例）

- 各支援コーディネーターが実施したモニタリング調査の結果のうち、主な好事例又は困難事例については、次のとおり。
- なお、3月末までに県のホームページで実施結果を公表するとともに、調査を受けた全てのグループホームに対し、モニタリング調査結果をフィードバックする予定。

ア 利用者の意思決定支援

事例	内容 (好事例：良い取組内容、困難事例：課題と助言内容)
事例①（支援の提供体制） 一人暮らしに向けた支援	＜好事例＞ <ul style="list-style-type: none"> 一人暮らしの希望をされている身体障害の全介助が必要な方に対して、愛知県の地域生活体験モデル事業を活用するなど、一人暮らしに向けた支援を進めている。
事例②（食事の提供体制） 嗜好やアレルギーへの配慮	＜好事例＞ <ul style="list-style-type: none"> 手作りの食事に加え、レクリエーション食も提供している。例えば、クリスマスにはチキンとポテトの提供やマクドナルドの日を設定する等。日常のコミュニケーションで聴取した利用者の希望や好みに応じた取組を行っている。
事例③（支援の提供体制） 利用者の性別や年齢層のバラツキ	＜困難事例＞ <ul style="list-style-type: none"> 課題：利用者の性別や年齢層のバラツキによる利用者同士の細かなトラブルが生じている（不穏な方の声がうるさい等） →助言：ケースは千差万別であるため、他のグループホームなどの相談できる横の繋がりを持つよう助言。

イ 事業所の体制

事例	内容 (好事例：良い取組内容、困難事例：課題と助言内容)
事例①（地域との交流） 地域住民との交流・地域貢献	＜好事例＞ <ul style="list-style-type: none"> 地域とのつながりを創出するため、民生委員や区長等に挨拶し、見学に来てもらうことや近隣のグループホームと合同でお祭りを開催し、地域住民に参加してもらった。
事例②（事業所の体制） 人員配置	＜好事例＞ <ul style="list-style-type: none"> 夜勤は同性介助できるように職員配置しているが、日中の支援においては職員配置として男女を入れ替えるなどの工夫を通して、全員で利用者を支えていけるような体制にしている。

事例	内容 (好事例：良い取組内容、困難事例：課題と助言内容)
事例③（地域との交流） 地域住民との交流・地域貢献	＜困難事例＞ <ul style="list-style-type: none"> 課題：地域との関係が築けておらず、近隣の方から大きな声などで不信感を感じられているのではないかと心配している。 →助言：まずは自分たちのことを知ってもらうことから始めてはどうか。地域の方への理解が深まることで、不信感の解消につながると思う。

ウ 強度行動障害のある方へ支援

事例	内容 (好事例：良い取組内容、困難事例：課題と助言内容)
事例①（強度行動障害のある方への支援） 他機関との連携	＜好事例＞ <ul style="list-style-type: none"> 困難な事例のため事業所単位で対応できないときは、基幹相談支援センターをはじめとする地域の関係者と共有し、担当者会議などを頻回に開催して、地域で対応している。
事例②（強度行動障害のある方への支援） 支援方法の研修・検討	＜困難事例＞ <ul style="list-style-type: none"> 課題：支援困難な方を受け止めている一方、新しい職員に対しては反応を見て行動する利用者がおり、職員により異なる行動をとる障害特性に対して、事業者による職員の教育が難しい。 →助言：強度行動障害支援者養成研修や行動援護従業養成研修などの外部研修の受講は、支援者を養成する研修として大変有効であり、加算取得にもつながり有益なので活用するよう助言。
事例③（強度行動障害のある方への支援） 外部の専門家の活用	＜困難事例＞ <ul style="list-style-type: none"> 課題：グループホームの食事拒否、便を壁に付ける行為や他害行為等があり、対応できる職員が限られているなど、利用者本人のストレスや職員の疲弊状況としても芳しくない状況であった →助言：名古屋市の強度行動障害者専門支援員派遣事業などの活用等を助言。

エ 事業所にて工夫していること、独自に行っていること

事例	内容 (好事例：良い取組内容、困難事例：課題と助言内容)
事例① (人材確保・育成) <u>職員の勤務管理</u>	<p>＜好事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のストレスケアとして、必ず月に1回3連休を取れるように工夫し、プライベートを大切にしてもらっている。また出勤時には必ず朝・夕で話をするようにしている。
事例② (支援の提供体制) <u>外出支援・余暇活動、地域住民との交流・地域貢献など</u>	<p>＜好事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日に利用者と職員でランチ会に出かけたり、季節ごとのイベントに力を入れて取り組んでいる。近隣のお祭りに協賛金を出したり、積極的に参加している。 ・毎月、利用者の誕生日会や季節の行事などの記事を載せた新聞を作成して、利用者に配っている。
事例③ (人材確保・育成) <u>職員研修</u>	<p>＜好事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修が会社全体で仕組化されている。オンラインでの全体研修と個別テーマごとの研修が実施されている。

オ 現在課題となっていること、困っていること

事例	内容 (好事例：良い取組内容、困難事例：課題と助言内容)
事例① (障害特性に配慮した設備の確保) <u>重度化・高齢化に配慮した設備環境</u>	<p>＜困難事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題：身体障害の重度の方の受け入れは、支援経験不足と浴室の狭さで対応が難しい。現状、福祉用具を使用して安全に入浴できるよう対応している。 <p>→助言：事業開始時に受け入れ可能な障害が決まっているため、受け入れをする利用者についての研修等を行い、対応力を整えておく必要がある。</p>
事例② (支援の提供体制) <u>情報共有</u>	<p>＜困難事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題：職員でダブルワークの方が多く、もう一方でのやり方を持ち込んでしまうことがあり、必要であれば取り入れたいが、利用者や環境が異なるためうまく進まないことが想定される。 <p>→助言：事業所ごと、利用者ごとに対応が異なるため、施設・状況にあわせた対応をとるよう、必ず職員にしっかりと伝えなければならない。</p>

事例	内容 (好事例：良い取組内容、困難事例：課題と助言内容)
事例③ (人材確保・育成) <u>職員研修</u>	<p>＜困難事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題：研修の受講機会が得られにくかったり、受講できても効果が得られなかったりすることで閉塞感がある。 <p>→助言：対面、オンライン、オンデマンドなど多様な方法を活用し、設置自治体や基幹相談支援センター、地域アドバイザーに相談して研修を受講しやすい環境を整えるよう助言。</p>

カ その他

事例	内容 (好事例：良い取組内容、困難事例：課題と助言内容)
事例① (その他) <u>大規模法人の GH 運営</u>	<p>＜好事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場の管理者、サービス管理責任者、世話人、職員らに任せることではなく、経営者が現場に出向き、利用者や職員の話を聞き、直接支援にあたっている。
事例② (障害特性に配慮した設備の確保) <u>重度化・高齢化に配慮した設備環境</u>	<p>＜好事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所は地域のニーズを把握して開設されている。女性や車いす利用者のためのホームが他にない等による地域のニーズがあったため、車いす対応の居室やリフト等を備えらえていた。
事例③ (その他) <u>短期入所での受け入れ</u>	<p>＜好事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・併設している短期入所の稼働率が高くなってしまうと、他のグループホーム利用者の日常生活に不安定な影響を与える可能性はあるが、日々職員が苦労と工夫を重ねており、職員の支援スキル向上に寄与していた。

精神障害者の地域移行支援について

1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する市町村調査について

(1) 調査の概要

回答期間：令和6年7月2日～7月31日

対象：愛知県内の全54市町村[回答数：54/54市町村(回答率：100%)]

(2) 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の取組状況

ア 設置状況について

令和5年度末までに協議の場を設置済み	52市町村 (96.3%)
令和6年度中に協議の場を設置予定	0市町村 (0%)
設置予定なし・検討中	2市町村 (3.7%)

イ 既存の会議体の活用有無（協議の場を設置済みの52市町村 [会議体数53] が回答）

*複数の会議体を設置している自治体は、それぞれについて回答（以下の設問において同じ）

既存の会議体を活用	障害者総合支援法に基づく協議会	45か所 (84.9%)
	その他の協議会	5か所 (9.4%)
新たに会議体を設置		3か所 (5.7%)

ウ 協議の場における参加者の状況（協議の場を設置済みの52市町村 [会議体数53] が回答）

保健（県機関）	46か所 (86.8%)
医療	49か所 (92.5%)
障害福祉	53か所 (100%)
介護・高齢者福祉	23か所 (43.4%)
住まい	34か所 (64.2%)
就労支援関係	20か所 (37.7%)
市町村職員	53か所 (100%)
その他	46か所 (86.8%)
（その他の再掲）家族	29か所 (54.7%)
（その他の再掲）当事者	18か所 (34.0%)
（その他の再掲）地域アドバイザー	22か所 (41.5%)

エ 協議の場における議題について（協議の場を設置済みの52市町村 [会議体数53] が複数回答）

協議項目	回答数
普及啓発に係る事項	27か所 (50.9%)
精神障害者の家族支援に係る事項	20か所 (37.7%)
精神障害者の住まいの確保支援に係る事項	11か所 (20.8%)
ピアサポートの活用に係る事項	12か所 (22.6%)
アウトリーチ支援に係る事項	9か所 (17.0%)
措置入院者の退院後の医療等継続支援に係る事項	9か所 (17.0%)
精神科医療に係る事項	9か所 (17.0%)
身体疾患を有する精神障害者の医療に係る事項	5か所 (9.4%)
精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事項	12か所 (22.6%)
入院中の精神障害者の地域生活支援に係る事項	18か所 (34.0%)
地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事項	6か所 (11.3%)
精神障害者の社会参加（就労等）に係る事項	18か所 (34.0%)
第6期障害福祉計画に係る事項	26か所 (49.1%)
その他	24か所 (45.3%)

(3) 精神障害者の「地域移行支援」の支給決定状況(令和5年度分)

ア 年代

10代	2 (0.7%)
20代	20 (7.4%)
30代	29 (10.7%)
40代	64 (23.5%)
50代	102 (37.5%)
60代	41 (15.1%)
70代以上	14 (5.1%)
合計	272

エ 入院形態（名古屋市回答分除く）

措置入院	4 (5.0%)
医療保護入院	32 (40.0%)
任意入院	32 (40.0%)
その他	5 (6.3%)
不明	7 (8.8%)
合計	80

※「その他」内訳：医療観察法、障害者支援施設等

オ 入院期間（名古屋市回答分除く）

6か月未満	12 (15.0%)
6か月以上1年未満	18 (22.5%)
1年以上3年未満	26 (32.5%)
3年以上10年未満	16 (20.0%)
10年以上	7 (8.8%)
不明	1 (1.3%)
合計	80

イ 性別（名古屋市回答分除く）

男性	46 (57.5%)
女性	34 (42.5%)
合計	80

ウ 地域別（名古屋市回答分除く）

尾張東部	5 (6.3%)
尾張北部	7 (8.8%)
尾張西部	2 (2.5%)
尾張中部	2 (2.5%)
海部	1 (1.3%)
知多	17 (21.3%)
西三河北部	3 (3.8%)
西三河南部西	10 (12.5%)
西三河南部東	5 (6.3%)
東三河北部	1 (1.3%)
東三河南部	27 (33.8%)
合計	80

カ 退院後の暮らしの場所（名古屋市回答分除く）

自宅	単身	2 (2.5%)
	同居	3 (3.8%)
アパート	単身	2 (2.5%)
	同居	2 (2.5%)
グループホーム	外部サービス利用型	5 (6.3%)
	介護サービス包括型	19 (23.8%)
	日中サービス支援型	19 (23.8%)
	不明	1 (1.3%)
施設（グループホーム以外）		0 (0%)
未定		22 (27.5%)
その他		5 (6.3%)
合計		80

※「その他」内訳：自立訓練施設等

(7) 精神障害者に係る地域移行支援の支給決定がない場合の理由（複数回答）

理由	回 答	主な具体的な理由
①対象者の把握が困難	10	・病院職員が動いて、地域生活へ繋がっており、地域移行支援を利用していないこともある。
②市町村担当課の、地域移行支援の支給決定に関するノウハウ不足	7	・地域移行の事例が少ない。 ・手続きについての知識が不足している。
③地域移行支援の実施にあたっての、地域の支援者のマンパワー不足	7	・重度障害者が利用できる社会資源が不足している。
④地域移行支援の支給申請に関する手続の煩雑さ	6	・制度を利用する前に退院支援につながって退院していく。
⑤精神科医療機関等との連携体制が十分構築できていないため	3	
⑥相談支援事業所や精神科医療機関等の、地域移行支援の実施に関するノウハウ不足	3	
⑦地域移行支援を実施するあたり、算定要件を満たすことが困難	1	
⑨その他	12	・障害者相談支援事業（委託）において、退院支援を行っている。

2 精神障害者の地域移行支援に関する取組について

(1) 愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進協議会

ア 概要

平成29年度、本県における精神障害者の地域移行及び地域定着支援に向けた協議を行うために設置。構成員は12名で、学識経験者、保健医療福祉の事業従事者、家族、当事者等で構成。

イ 令和6年度の取組状況（予定）

日 程	令和7年3月18日（火）午前10時から午前11時30分
議 題	（1）愛知県における精神障害者地域移行・地域定着の取組状況について （2）愛知県入院者訪問支援事業について

(2) 愛知県精神障害者地域移行・地域定着支援推進研修

ア 概要

精神保健福祉センターにおいて、各地域の核となる「中核的人材研修」及び医療と福祉の連携を目的とした「医療と福祉の合同研修」を実施。

イ 令和6年度の取組状況

「医療と福祉の連携合同研修」	
開催日	令和7年1月20日（月）午後1時から午後4時まで
方 法	オンライン開催
参加者	154名※名古屋市域を除く 〔精神科医療機関、福祉関係者（基幹相談支援センター、委託相談支援事業所等）、市町村精神保健福祉担当課、保健所〕
内 容	1 事業報告「愛知県入院者訪問支援事業の取組について」 報告者・愛知健精神保健福祉士協会 田野慶太氏（もりやま総合心療病院） 川口竜市氏（守山区障害者基幹相談支援センター） ・愛知県精神保健福祉センター職員 2 講演「今後の精神科地域連携について」 講師 桶狭間病院藤田こころケアセンター理事長 藤田潔氏 3 講義「病棟から見た『にも包括』～事例を通して考える」 講師 桶狭間病院藤田こころケアセンター看護部長 野中英雄氏 4 グループワーク及び全体共有 5 まとめ

「中核的人材研修」	
開催日	令和7年1月28日（火）午後1時30分から午後4時40分まで
方 法	オンライン開催
参加者	137名※名古屋市域を除く 〔市町村の保健担当課・障害福祉担当課・重層的支援体制整備担当課、地域アドバイザー、基幹相談支援センター、保健所、精神科医療機関〕
内 容	1 講義「日常生活圏域における相談支援体制の充実に向けて～『にも包括』の目指す方向性～」 講師 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部特任研究員 名雪和美氏 2 シンポジウム 「メンタルヘルスの視点を取り入れた新たな『にも包括』の構築に向けて～それぞれの立場から～」 コーディネーター 犬山病院 緒方未輝子氏

	(1) 市町村保健師の立場から 報告者 埼玉県蓮田市健康福祉部健康増進課 小林洋子氏 (2) 福祉の立場から 報告者 半田市障がい者相談支援センター 徳山勝氏 (3) 医療の立場から 報告者 愛知県精神医療センター 新美浩二郎氏、佐野隆司氏 3 グループワーク及び全体共有とまとめ
--	--

(3) 愛知県精神障害者ピア活動支援研修

ア 概要

精神保健福祉センターにおいて、ピアサポーターとして活動するための基本的な知識や実際の活動等を学ぶことを目的とした研修を実施。この研修の受講により、「愛知県精神障害者ピアサポーター名簿」に登録者した場合、「ピアサポーター活動等による精神障害者地域移行支援事業」に従事。

イ 令和6年度の取組状況

精神障害者ピア活動支援研修	
開催日	令和6年12月13日（金）午前10時から午後4時30分まで
方 法	対面開催
参 加 者	67名（当事者・ピアスタッフ56名、支援者11名）※名古屋市域を除く
内 容	1 講義「ピアサポーター概論～ピアサポーターって何だろう？」 講師 アザレア福祉会理事長 小木曾眞知子氏 2 シンポジウム 「私たちのピアサポーター活動～実践の中で感じたこと」 シンポジスト ピアサポーター（3名） コーディネーター アザレア福祉会理事長 小木曾眞知子氏 3 講義「ピアスタッフの雇用について～支援者・雇用主の立場から」 講師 愛恵協会生活訓練事業所あい 管理者 泉陽一郎氏 4 講義及び演習「ピアサポートグループの進め方について」 講師 NPO 法人コンボ共同代表理事 宇田川健氏

(4) ピアサポーター活動等による精神障害者地域移行支援事業

ア 概要

当事者の立場から支援にあたるピアサポーターが精神科病院へ入院中の方や地域で生活する精神障害のある方を対象に自らの体験談を語るプログラムを実施。愛知県精神保健福祉士協会へ委託。

イ 令和6年度の取組予定（令和6年12月13日時点）

実施機関 延22機関（事業所・精神科病院等）

地域連携推進会議について

共同生活援助（グループホーム）及び障害者支援施設においては、各事業所での地域の関係者を含む外部の目を入れた「地域連携推進会議」を開催すること及び会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること（それぞれ概ね1年に1回以上）が令和7年度から義務化されますので、国作成「地域連携推進会議の手引き」や、国Q&Aを参考に、適切に開催するようお願いします。

《基準省令抜粋 ※障害者支援施設においても同様の規定あり》

第二百十条の七 (略)

- 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第二百十三条の十において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第三者評価制度を指します。

<https://www.aichi-fukushi.or.jp/daisansha-hyoka/>

等を御確認ください。

本県におきましては、これに準ずる措置として定めるものはございませんので、事業所において適切に会議等を開催するようお願いします。

地域連携推進会議 国 Q&A 抜粋

令和6年度報酬改定に係るQ&A VOL. 1

(地域連携推進会議①)

問 48 地域連携会議の構成員として「利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等」と示されているが、例示された全ての者が参画する必要があるのか。また、当該会議には全ての構成員の出席が必須か。

答

利用者、利用者家族、地域住民の代表者は必ず参画することが望ましい。また、市町村担当者等については、当該市町村に多数の施設等がある場合等、出席が難しい場合もあるため、可能な範囲での出席が望まれる。

(地域連携推進会議②)

問 49 「地域連携推進会議」における「市町村の担当者」とは、事業所が所在する市町村であるか、それとも利用者の支給決定を行う市町村になるか。

答

事業所の所在市町村となる。

令和6年度報酬改定に係るQ&A VOL. 1 抜粋

(地域連携推進会議)

問 12 「地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。」とされており、これらについて記録を作成・公表するものと示されているが、公表の方法はどういうものが想定されるか。

答

ホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示など、多くの者が閲覧可能となるよう広く公表することが望ましい。

地域連携推進会議の開催状況調査について

本県におきまして、管内共同生活援助及び障害者支援施設に対し、令和7年1月23日付け6障福第2214号「地域連携推進会議の開催状況調査について（照会）」を実施させていただきました。

お忙しいところご協力いただきまして誠にありがとうございます。

以下に取りまとめ結果をお示しさせていただきますので、会議運営における一助としていただくようお願いします。

①回答率

種別	対象事業所数 (県所管)	回答数	回答率%
グループホーム	361	347	96.1%
障害者支援施設	39	39	100.0%
合計	400	386	96.5%

回答率96.5%を超える回答をいただきました。お忙しい中ご協力ありがとうございました。

②2024（令和6）年度（2024年4月1日～2025年3月31日の間）の開催状況について

地域連携推進会議を開催しましたか。

	開催済み 回答割合%		開催予定 回答割合%		開催しない 回答割合%	
	回答数	回答割合%	回答数	回答割合%	回答数	回答割合%
グループホーム	16	4.6%	58	16.7%	273	78.7%
障害者支援施設	0	0.0%	3	7.7%	36	92.3%
合計	16	4.1%	61	15.8%	309	80.1%

今年度中は努力義務ということもあり、「開催しない」が8割を超えました。

②2024（令和6）年度（2024年4月1日～2025年3月31日の間）の開催状況について

会議の構成員は何名ですか。

	~3人 回答割合%		4~6人 回答割合%		7~9人 回答割合%		10人～ 回答割合%		未定 (不明) 回答割合%	
グループホーム	2	2.7%	48	64.9%	10	13.5%	6	8.1%	8	10.8%
障害者支援施設	0	0.0%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%
合計	2	2.6%	50	64.9%	10	13.0%	6	7.8%	9	11.7%

「会議開催済み」「年度内に開催予定」と回答があった施設の内、「4～6人」の構成との回答が6割を超えました。
(国作成「地域連携推進会議の手引き」において、「構成員は5人程度が望ましい」とされています。)

構成員の内訳 ※複数回答 回答割合は「会議開催済み」「会議開催予定」の合計数に対して算出

	利用者	回答割合%	利用者家族	回答割合%	地域の関係者	回答割合%	福祉に知見のある人	回答割合%	経営に知見のある人	回答割合%	市町村担当者	回答割合%	未定	回答割合%
グループホーム	53	71.6%	58	78.4%	46	62.2%	56	75.7%	22	29.7%	25	33.8%	3	4.1%
障害者支援施設	2	66.7%	2	66.7%	2	66.7%	1	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	33.3%
合計	55	71.4%	60	77.9%	48	62.3%	57	74.0%	22	28.6%	25	32.5%	4	5.2%

「会議開催済み」「年度内に開催予定」と回答があった施設の内、「利用者家族」が構成員との回答が約78%となりました。
(国作成「地域連携推進会議の手引き」において、「利用者」「利用者家族」「地域の関係者」は必須とされていますので注意。)

②2024（令和6）年度（2024年4月1日～2025年3月31日の間）の開催状況について

	構成員による事業所・施設等の見学の実施について															
	実施の状況						見学を行った構成員の人数									
実施済み	回答割合%	実施予定	回答割合%	実施しない	回答割合%	~3人	回答割合%	4～6人	回答割合%	7～9人	回答割合%	10人～	回答割合%	未定(不明)	回答割合%	
グループホーム	16	4.6%	31	8.9%	300	86.5%	12	25.5%	14	29.8%	4	8.5%	2	4.3%	15	31.9%
障害者支援施設	2	5.1%	0	0.0%	37	94.9%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%
合計	18	4.7%	31	8.0%	337	87.3%	13	26.5%	14	28.6%	4	8.2%	3	6.1%	15	30.6%

	構成員による事業所・施設等の見学の実施について													
	見学を行った構成員の内訳 ※複数回答 回答割合は「見学実施済み」「見学実施予定」の合計数に対して算出													
利用者	回答割合%	利用者家族	回答割合%	地域の関係者	回答割合%	福祉に知見のある人	回答割合%	経営に知見のある人	回答割合%	市町村担当者	回答割合%	未定	回答割合%	
グループホーム	14	29.8%	25	53.2%	19	40.4%	24	51.1%	9	19.1%	9	19.1%	16	34.0%
障害者支援施設	0	0.0%	0	0.0%	1	50.0%	1	50.0%	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%
合計	14	28.6%	25	51.0%	20	40.8%	25	51.0%	9	18.4%	10	20.4%	16	32.7%

③2025（令和7）年度（2025年4月1日～2026年3月31日の間）の開催予定について

開催予定日はいつですか。

	開催日(時期)確定済		開催時期未定	
	回答割合%		回答割合%	
グループホーム	204	58.8%	143	41.2%
障害者支援施設	23	59.0%	16	41.0%
合計	227	58.8%	159	41.2%

会議の構成員は何名の予定ですか。

	~3人		4~6人		7~9人		10人~		未定(不明)	
	回答割合%		回答割合%		回答割合%		回答割合%		回答割合%	
グループホーム	4	1.2%	193	55.6%	32	9.2%	25	7.2%	93	26.8%
障害者支援施設	0	0.0%	22	56.4%	4	10.3%	2	5.1%	11	28.2%
合計	4	1.0%	215	55.7%	36	9.3%	27	7.0%	104	26.9%

構成員の内訳 ※複数回答 回答割合は回答の合計数に対して算出

	利用者	回答割合%	利用者家族	回答割合%	地域の関係者	回答割合%	福祉に知見のある人	回答割合%	経営に知見のある人	回答割合%	市町村担当者	回答割合%	未定	回答割合%
グループホーム	226	65.1%	238	68.6%	221	63.7%	208	59.9%	80	23.1%	137	39.5%	81	23.3%
障害者支援施設	26	66.7%	28	71.8%	28	71.8%	21	53.8%	7	17.9%	21	53.8%	11	28.2%
合計	252	65.3%	266	68.9%	249	64.5%	229	59.3%	87	22.5%	158	40.9%	92	23.8%

③2025（令和7）年度（2025年4月1日～2026年3月31日の間）の開催予定について

構成員による事業所・施設等の見学の実施について														
	実施の状況				見学を行う予定の構成員の人数									
	実施日 (時期) 確定済	回答割 合%	実施時 期未定	回答割 合%	~3人	回答割 合%	4~6人	回答割 合%	7~9人	回答割 合%	10人～	回答割 合%	未定 (不明)	回答割 合%
グループホーム	153	44.1%	194	55.9%	43	12.4%	66	19.0%	6	1.7%	7	2.0%	225	64.8%
障害者支援施設	20	51.3%	19	48.7%	2	5.1%	12	30.8%	1	2.6%	1	2.6%	23	59.0%
合計	173	44.8%	213	55.2%	45	11.7%	78	20.2%	7	1.8%	8	2.1%	248	64.2%

構成員による事業所・施設等の見学の実施について														
	見学を行う予定の構成員の内訳 ※複数回答 回答割合は「見学実施済み」「見学実施予定」の合計数に対して算出													
	利用者	回答割 合%	利用者 家族	回答割 合%	地域の 関係者	回答割 合%	福祉に 知見の ある人	回答割 合%	経営に 知見の ある人	回答割 合%	市町村 担当者	回答割 合%	未定	回答割 合%
グループホーム	67	19.3%	122	35.2%	116	33.4%	111	32.0%	40	11.5%	63	18.2%	205	59.1%
障害者支援施設	11	28.2%	16	41.0%	18	46.2%	16	41.0%	4	10.3%	11	28.2%	21	53.8%
合計	78	20.2%	138	35.8%	134	34.7%	127	32.9%	44	11.4%	74	19.2%	226	58.5%

地域連携推進会議の運営における課題について ※複数回答 回答割合は何らかの課題があると回答があった合計数(GH168、支援施設18)に対し算出

	初開催な ので進め 方がわから ない	構成員の 確保	日程調整 (時間調 整)が困難	構成員へ の会議趣 旨の説明 が難しい	構成員の 負担増	構成員の 報酬設定	構成員の 欠席時の 対応	会議場所 (駐車場含 む)の確保	地域住民 の施設及 び障害へ の理解、 連携方法	議題設定	利用者や その家族 が安心し て意見(意 思表示)で きる環境 づくり	個人情報 の保護	会議録の 公表方法	開催のた めの負担 が大きい	開催の意 義がわか らない	他事業所 のモデル ケースが 知りたい																
																	回答割 合%	回答割 合%														
グループ ホーム	19	11.3%	52	31.0%	50	29.8%	10	6.0%	5	3.0%	3	1.8%	3	1.8%	6	3.6%	34	20.2%	14	8.3%	16	9.5%	4	2.4%	3	1.8%	9	5.4%	2	1.2%	4	2.4%
障害者支 援施設	4	22.2%	5	27.8%	5	27.8%	1	5.6%	2	11.1%	3	16.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.6%	2	11.1%	1	5.6%	0	0.0%	1	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	23	12.4%	57	30.6%	55	29.6%	11	5.9%	7	3.8%	6	3.2%	3	1.6%	6	3.2%	35	18.8%	16	8.6%	17	9.1%	4	2.2%	4	2.2%	9	4.8%	2	1.1%	4	2.2%

地域連携推進会議の運営における課題について、自由記載いただいた内容を類型別に振り分け、割合を算出しました。

「構成員の確保」との回答が30%を超え、最も割合が高い結果となりました。

また、「日程調整(時間調整)が困難」との回答も 30%近い割合となり、この二つが多くの事業者共通の課題となっているようです。

次ページから、いただいたご意見に関し、Q&A 形式で回答しておりますので、参考としていただくようお願いします。

自由記載の課題欄に様々な御意見がありましたのでQ & A形式で回答いたします。

Q 1、何故このような会議を実施する必要があるのか？

A 1、国障害者部会報告書において、「居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。」との意見があがり、サービスの質の担保及び透明性のあるサービス提供のため、制度化されたものです。事業所様においては、ご多忙のところ恐れ入りますが、当該趣旨をご理解のほどよろしくお願ひいたします。

Q 2、会議開催に必要なスペースが無いが、どうすればよいか？

A 2、グループホームの場合、グループホーム外の会議室等で開催することも可能です。また、会議は対面実施、訪問は施設等への現地訪問を原則としつつ、構成員の都合等によりオンラインで行うことも可能です。この場合、全員がオンラインによる参加とならないようお願いします。

Q 3、構成員の日程調整が難しいがどのように調整したらよいか？

A 3、地域連携推進会議の年間計画を策定し、計画的に会議の準備を進めることができるのであります。
また、前Q & Aのとおり、構成員の都合等によりオンラインで行うことも可能ですのでこちらも検討すると良いでしょう。

Q 4、構成員の選定が難しいがどのように選定したらよいか？

A 4、有意義な意見交換ができる人数として、5名程度が望ましく、会議目的を踏まえ、利用者、利用者家族、地域関係者、福祉に知見のある人、経営に知見のある人、市町村担当者などが想定されますが、利用者、利用者家族、地域の関係者は必ず選出してください。利用者については、事前に意向を確認し、地域の関係づくりを望まない場合は無理に参加をさせない、意思表示ができない利用者は成年後見人や家族に代理していただくなどの配慮をいただくようお願いします。また、地域の関係者については、日常的な付き合いがある近隣の方、普段利用しているお店の方、事業所にボランティアで参加している地域の方、商店街など地域のお店の方等を、幅広く選択肢として検討してください。

Q 5、利用者の個人情報の取扱いはどのようにすればよいか？

A 5、利用者や利用者家族の中には、障害があることや、障害福祉サービスを利用していることを地域の方に知られたくないという方もいらっしゃいます。

利用者や利用者家族の意向を丁寧に汲み取り、地域とのつながりを望まない利用者の個人情報の保護に留意することが必要です。

個別説明、あるいは説明会を開催すること等により、意向を確認していただくようお願いします。

また、構成員における個人情報の秘密保持についても、事前に約束を書面等により行っていただくようお願いします。

会議資料についても記載内容から個人が特定されないような配慮をしていただく必要があります。

※国から「地域連携推進会議の手引き」において、説明様式や会議参加依頼のフォーマットが示されていますので、こちらを活用いただくなどにより、個人情報の適切な管理を行ってください。

Q 6、施設見学により利用者が不安定になることを危惧している。

A 6、施設への訪問日を分散させることや、特定の利用者への個別の配慮等、過度な負担とならないよう御配慮いただくようお願いします。

Q 7、会議の議事録の公表は具体的にどのようにやればよいのか？

A 7、ホームページや広報誌への掲載、事業所内への掲示など、不特定の多くの方が閲覧可能となるよう広く公表をしてください。

なお、議事録は事前に、参加した構成員に内容を確認いただいた上、個人情報保護の観点から、個人が特定される部分は議事録から削除する等の配慮を行っていただくようお願いします。

Q 8、第三者評価により、会議等の代替とすることは可能か？

A 8、愛知県福祉サービス第三者評価推進センターによる第三者評価事業（<https://www.aichi-fukushi.or.jp/daisansha-hyoka/>）により代替可能です。ただし、第三者評価を受審しない年は事業所にて会議等を実施いただく必要があります。

Q 9、会議等の運営方法に苦慮しているが、アドバイスをもらえないか？

A 9、 愛知県では、障害保健福祉圏域ごとに、障害者福祉に詳しい地域アドバイザーを1名ずつ配置し、自立支援協議会等を通じて助言や支援を行っており、令和7年度からは、地域連携推進会議についても助言する予定です。

アドバイザーは、直接個別の会議への参加や助言を行うことを想定しているものではありませんが、上記のとおり地域全体を俯瞰した助言・支援を行う専門家ですので、まずは、市町村への相談や圏域での会議などにおいてお困りごとを相談し、地域での課題点を共有することをおすすめします。

障害福祉サービス（訪問系サービス）の支給決定事務等について

1 経緯

愛知県障害者自立支援協議会（以下、協議会）にて、委員より訪問系サービス事業所のヘルパー不足の問題があるのに対し、障害福祉計画の（訪問系サービスの）見込み量に対して実績が100%を超えていることから、実態を把握するために支給決定量と実績の比較を、とご意見をいただき、訪問系サービスの支給決定量を調査した。

調査結果から、同じ中核市等でも訪問系サービスの支給決定量に差があり、その理由を検証する必要がある、と再びご意見をいただき、訪問系サービス以外の支給決定量と、訪問系サービスの人員確保の取組について県内市町村に調査を実施した。

2 調査結果

（1）訪問系サービス以外の障害福祉サービスの支給決定量の調査結果について（概要）

○日中活動系サービス（一部抜粋）

サービス種別	単位	見込量	実績	支給決定量	利用率
生活介護	人日/月	313,832	308,356	426,313	72.3%
	人/月	16,286	16,046	16,801	95.5%
就労移行支援	人日/月	49,295	44,772	73,847	60.6%
	人/月	3,014	2,703	3,162	85.5%
就労継続支援 A型	人日/月	112,337	130,667	188,476	69.3%
	人/月	5,686	6,772	8,055	84.0%
就労継続支援 B型	人日/月	256,341	287,999	475,245	60.6%
	人/月	15,193	17,323	20,310	85.3%
福祉型短期入所	人日/月	26,471	19,429	158,203	12.3%
	人/月	4,407	3,791	11,233	33.8%

- ・概ね、サービス利用量は利用率6～7割、サービス利用人数は利用率8～9割という結果
- ・福祉型短期入所は、緊急時に利用できるよう多く支給決定し、結果利用が無かった、という方が多かったと推測される。

※他サービスの結果については別紙参照

（2）訪問系サービスの支給決定事務等の調査結果（概要）について

◎支給決定事務について

支給決定基準を定めているか

定めている	3 2 市町村
定めていない	2 2 市町村

基準制定の参考にしたもの（複数回答）

利用者の生活スタイル	8 市町村
障害種別	1 4 市町村
その他	1 0 市町村

（他の主な内容）

- ・国庫負担基準
- ・制定当時の国の報酬額の上限量

基準を設けていない場合の対応

計画案のとおり決定	1 1 市町村
国庫負担基準を参考に決定	1 市町村
その他	1 0 市町村

（他の主な内容）

- ・必要量に疑問が生じた場合に係内で協議
- ・上限は設けず、計画案をもとに妥当性を審査・決定
- ・ケースに応じて相談支援専門員と協議の上、決定している。「
- ・申請が過大な場合は個別の状況を勘案し支給決定
- ・国の示す事務処理要領を参考に決定

支給決定基準を超える場合の対応

認定審査会に意見を求める	6 市町村
基準内に計画を修正	5 市町村
その他	2 1 市町村

（他の主な内容）

- ・申請者の生活状況を想定し、やむを得ないと認められた時は基準を超えて決定する。
- ・3か月は計画案の内容で決定し、3か月の状況を確認し、審査会に意見を求める。
- ・自立支援協議会の相談部会で相談支援専門員による協議を行う

各市町村が考える支給決定量と実績の乖離の理由(抜粋)

- ・ヘルパー不足により提供事業所が見つからない。
- ・本人の現状に合わせた支援内容となっていないため。
- ・利用者本人が必要とするサービスに対し、供給が追いついていない。
- ・計画案作成時と実際に利用する時期で本人の状況に変化が生じたため。
- ・利用できる事業所が見つからず、利用はしたいが現状できていない。
- ・本人の不調時や家族の不在時等のために支給量を上乗せしている。
- ・最大で利用した場合を想定して支給量の申請をしているため。
- ・実際の利用を見込まない、お守り的な支給申請によるもの。

実施予定なしの理由 (抜粋)

- ・財源が不足しているため
- ・人員が充足していると認識しているため
- ・人員確保のノウハウが不足しているため
- ・具体的な状況が把握できていないため

◎訪問系サービスの人員確保について

訪問系サービスの人員確保の状況

充分確保できている	0 市町村
概ね確保できている	1 4 市町村
やや不足している	1 5 市町村
不足している	2 5 市町村

訪問系サービス事業所の人員確保について自治体として取組を実施しているか。

実施している	3 市町村
障害福祉サービス全体で実施	1 8 市町村
実施していない	3 6 市町村

人材確保の取組を実施している場合、その内容 (抜粋)

- ・各サービス種別ごとに仕事内容を説明する説明会の開催
- ・自立支援協議会の専門部会で福祉人材の確保施策について検討している
- ・喀痰吸引 3 号研修、介護初任者研修の受講費補助
- ・介護保険事業所を含めた市内法人と連携し、福祉人材の確保に向けた取り組みを実施

人員確保の取組を実施していない場合、今後の実施予定

実施予定	2 市町村
障害福祉サービス全体で実施予定	5 市町村
実施予定 (具体的な内容は決まっていない)	1 2 市町村
実施予定なし	1 7 市町村

障害福祉サービス等の見込量に対する利用実績等について
(1) 障害福祉サービス等の見込量に対する利用実績について

資料9 参考

ア 訪問系サービス

サービス種別	単位	2021年度			2022年度			2023年度			
		見込量① (月平均)	実績② (2022.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2023.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2024.3実績)	支給決定量 (2024.3実績)	
訪問系サービス 合計 ((ア)～(オ)の合計)	時間/月	588,770	601,742	102.2%	626,093	652,445	104.2%	665,735	674,205	1,109,587	101.3%
(ア)居宅介護	時間/月	345,069			374,403			384,333	640,836		
(イ)重度訪問介護	時間/月	211,579			225,594			234,785	330,215		
(ウ)同行援護	時間/月	21,746			22,980			22,914	60,823		
(エ)行動援護	時間/月	23,349			29,468			32,175	77,713		
(オ)重度障害者等包括支援	時間/月	0			0			0	0		

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の合計

イ 日中活動系サービス

サービス種別	単位	2021年度			2022年度			2023年度			
		見込量① (月平均)	実績② (2022.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2023.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2024.3実績)	支給決定量 (2024.3実績)	
生活介護	人日/月	296,093	301,317	101.8%	304,872	312,668	102.6%	313,832	308,356	426,405	98.3%
	人/月	15,369	15,204	98.9%	15,820	15,653	98.9%	16,286	16,046	16,805	98.5%
自立訓練(機能訓練)	人日/月	1,752	996	56.8%	1,929	1,270	65.8%	2,135	1,345	2,596	63.0%
	人/月	157	97	61.8%	175	117	66.9%	198	133	159	67.2%
自立訓練(生活訓練)	人日/月	8,908	8,185	91.9%	9,631	8,477	88.0%	10,263	8,076	21,010	78.7%
	人/月	568	618	108.8%	621	669	107.7%	672	658	813	97.9%
就労移行支援	人日/月	42,132	43,262	102.7%	45,757	44,214	96.6%	49,295	44,772	73,870	90.8%
	人/月	2,560	2,501	97.7%	2,783	2,539	91.2%	3,014	2,703	3,163	89.7%
就労継続支援A型	人日/月	105,584	116,422	110.3%	108,525	125,127	115.3%	112,337	130,667	188,476	116.3%
	人/月	5,341	5,804	108.7%	5,495	6,213	113.1%	5,686	6,772	8,055	119.1%
就労継続支援B型	人日/月	219,805	242,198	110.2%	237,387	275,942	116.2%	256,341	287,999	475,268	112.3%
	人/月	13,169	13,793	104.7%	14,161	15,642	110.5%	15,193	17,323	20,311	114.0%
就労定着支援	人/月	1,304	1,049	80.4%	1,561	965	61.8%	1,940	1,375	1,619	70.9%
福祉型短期入所	人日/月	22,399	14,830	66.2%	24,002	18,153	75.6%	26,471	19,429	158,203	73.4%
	人/月	3,766	2,669	70.9%	4,034	3,404	84.4%	4,407	3,791	11,233	86.0%
医療型短期入所	人日/月	1,553	796	51.3%	1,719	1,198	69.7%	1,188	1,337	11,851	112.5%
	人/月	310	223	71.9%	351	326	92.9%	291	446	1,345	153.3%
療養介護	人/月	691	650	94.1%	719	647	90.0%	751	666	672	88.7%

ウ 居住系サービス

サービス種別	単位	2021年度			2022年度			2023年度			
		見込量① (月平均)	実績② (2022.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2023.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2024.3実績)	支給決定量 (2024.3実績)	
自立生活援助	人/月	118	32	27.1%	141	25	17.7%	175	33	44	18.9%
グループホーム	人/月	7,002	8,004	114.3%	7,581	8,919	117.6%	8,206	10,349	12,232	126.1%
施設入所支援	人/月	4,017	3,758	93.6%	3,993	3,811	95.4%	3,945	3,810		96.6%

エ 相談支援

サービス種別	単位	2021年度			2022年度			2023年度			
		見込量① (月平均)	実績② (2022.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2023.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2024.3実績)	支給決定量 (2024.3実績)	
計画相談支援	人/月	11,242	11,888	105.7%	12,175	12,820	105.3%	13,053	13,566	46,397	103.9%
地域移行支援	人/月	139	48	34.5%	163	74	45.4%	184	87	148	47.3%
地域定着支援	人/月	186	163	87.6%	211	152	72.0%	244	156	166	63.9%

オ 障害児支援

サービス種別	単位	2021年度			2022年度			2023年度		
		見込量① (月平均)	実績② (2022.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2023.3実績)	見込比 ②/①	見込量① (月平均)	実績② (2024.3実績)	支給決定量 (2024.3実績)
児童発達支援	人日/									

支給決定事務について

市町村	基準を定めているか		どのように定めているか						基準制定の参考				基準を定めた時期	見直しの頻度	基準を設けていない場合の対応			支給決定基準を超えている場合			支給決定量と実績の乖離の理由	
	定めている	定めていない	障害区分	障害種別	世帯構成	他サービス利用状況等	その他	生活スタイル	障害種別	障害支援区分	実績の統計	その他			計画案のとおり決定	国庫負担基準	その他	認定審査会に意見を求める	基準内に計画を修正	その他		
	32	22	28	0	8	7	5	8	14	0	0	10			11	1	10	6	5	21		
名古屋市	○		○	○	○	○						不明（年数が経過しているため）	平成18年10月	見直し頻度は定めていない。							・ヘルパー不足により提供事業所が見つからず利用できない。 ・通院等のために決定した時間が、予定の変更により不要となった。 ・5週分で決定しているところ、利用する曜日が4週しかない月があるなど	
豊橋市	○		○	○	○				○			こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額	平成18年10月	3年に1度							・本人が希望する時間帯に利用できる訪問系サービス事業所がない。 ・本人の心身の状態により利用を希望しなくなったため。	
岡崎市	○		○						○				令和3年3月	決まっていない（必要に応じて）			○				曜日や時間帯について、利用者の希望と事業者が提供可能な範囲に相違があるなど。	
一宮市	○		○						○				令和3年1月	見直しはしていない							理由書を提出してもらい、必要に応じて審査会の意見聴取を行う。 事業所が見つからない	
瀬戸市	○		○						○				H24.4.1	必要に応じて実施予定							本人の現状に合わせた支援内容となっていないため。	
半田市	○						サービス等利用計画に基づくサービス必要量として定めている。	○				平成27年11月作成、平報酬改定等必要に応じて見直し								審査会で適宜協議し、状況に応じて上限量を超える支給決定を行っている。	各支給決定者の利用実態によって異なるため、理由は不明である。	
春日井市	○		○			○						国庫負担基準	平成18年12月から	頻度は定めていないが、国庫負担基準の見直しに伴う							・計画相談員のモニタリング不足 ・入院等不測の事態が発生したことによるもの ・サービス事業者と利用者間の相性やトラブルによるもの ・実際の利用を見込みない、お守り的な支給申請によるもの	
豊川市	○														基本計画案とおりの支給決定であるが、必要量に疑問点が生じた場合、係内で協議し支給決定量を相談する。							
津島市	○		○	○				○				平成23年4月	見直しはしていない			○					介護度の高い利用者がシェアハウスに入居した場合など。	
碧南市	○												○							計画案を作成する際に十分なアセスメントが取れていため。		
刈谷市	○		○	○	○	○						国庫負担基準をもとに、障害程度区分・介護者の状況別に標準支給量を設定	平成19年度	法改正のタイミング			○				ヘルパーの確保ができない。 本人の望む量と、実際に必要なサービス量に差があり、利用していない時間数がある。 緊急時に備えて時間数を確保しているため、利用していないことがほとんど。	
豊田市	○		○	○				○				平成22年	約3年に1度								・対象者の生活で必要となる可能性のある支援の最大量で計算をし、サービスの申請がされる傾向があるが、実際には支援の必要となる頻度が低いなど、実態と乖離しているため。 ・利用の希望はあるが、ヘルパーが確保できないため。	
安城市	○				○			○				平成24年9月	相談支援専門員等関係者から意見が出たタイミングで見直すため、具体的には設定していない。							自立支援協議会の相談部会で相談支援専門員による協議を行う。	事業所の不足。	
西尾市	○		○					○				平成29年12月	見直しはしていない			○					・緊急時の利用をお見据えて多めに支給の希望をしているため。 ・サービスの利用を希望しているが、希望する支給量を満たすサービス事業者が地域に十分にないため。	
蒲郡市	○											○								本人へのアセスメントがどこまでできているか。本人の状態・支援者の有無・医療面・地域からの支援等把握ができるか。支給量の変更をする際には、本人の状態を確認するように心掛けている。 また、他市町村からの転入者においては、引継ぎがうまくいかないことや社会資源の違いから同様のサービスを受けることが難しいこともある。		
犬山市	○						サービス種別ごとに支給上限と対象者要件を定めている。	○				平成18年9月	見直しの頻度を定めてはいない（現状、見直しを実施したことはない）							利用計画案を作成した相談支援専門員等に対して、支給決定基準を超えるサービス支給の必要性について聞き取りを実施し、支給決定が可能かどうかが担当課内部で検討を行っている。	相談支援専門員がアセスメント時に対象者が抱える課題を過大に捉えてしまうため。（対象者の困りごとを解決につなげようと考えるが故の理由と捉えている） 対象者の拒否（サービス利用を希望したものの、実際に利用するとなった際に利用を断るなどによるもの）	
常滑市	○						個々のサービスごとに定めている。					国庫負担基準額や既に利用している支給量を参考とした。	令和元年12月	(現状見直しはしていないが、必要に応じて見直しきべきと考える。)							計画案記載の支給量の必要性や細かい内訳を求める。	利用者の体調悪化や入院等で利用しなかった場合。
江南市	○		○						○			平成27年2月	見直しを行っていない							個別ケースに応じて協議の場を設ける	・障害者本人が必要とするサービスに対し供給が追い付いていない（ヘルパー不足）。 ・通常の支援とは異なり不測の事態が発生することを予期して支給決定がなされたり、不測の事態が発生している場合。	

市町村	基準を定めているか		どのように定めているか						基準制定の参考					基準を定めた時期	見直しの頻度	基準を設けていない場合の対応			支給決定基準を超えている場合			支給決定量と実績の乖離の理由
	定めている	定めていない	障害区分	障害種別	世帯構成	他サービス利用状況等	その他	生活スタイル	障害種別	障害支援区分	実績の統計	その他	計画案のとおり決定	国庫負担基準	その他	認定審査会に意見を求める	基準内に計画を修正	その他				
	32	22	28	0	8	7	5	8	14	0	0	10	11	1	10	6	5	21				
小牧市	○														上限は設けず、申請された計画案をもとに妥当性を審査し、支給決定している。							
稻沢市	○														提出された計画案の内容を審査して支給決定している。					計画案作成時と実際に利用する時期で本人の状況に変化が生じたため。		
新城市	○													○								
東海市	○													○								
大府市	○														計画案をもとに家族等による支援の状況や必要な支援内容等を勘案して支給量を決定している。				・計画案を提出する時点で居宅介護事業所と調整ができるない。 ・不調時や家族の不在等のために支給量を上乗せしているケースがある。			
知多市	○														原則提出された計画案の支給量で決定しているが、内容に疑義がある場合は、計画相談に詳細を確認し、決定している。							
知立市	○	○											国庫負担基準	令和5年4月	3年に1度（報酬改定）					申請者の生活の状況を想定し、やむを得ないと認められたときは基準支給量を超えて支給する。	・体調不良等によりサービス等利用計画の週間計画表のとおり生活ができない。 ・何かあったときにサービスを利用したいから、習慣的に利用しなくとも計画に入れている。	
尾張旭市	○	○			○				○				平成23年1月	見直しはしていない。			○			・本人の体調や家族状況の変化によるもの ・事業所が見つからない場合等		
高浜市	○														計画案に対して、支給決定のためのケース会議で個別に決定している。							
岩倉市	○													○					・利用を希望したサービス量を満たす事業所、ヘルパー等が不足している。			
豊明市	○	○					ただし、審査会を経て基準を超えるサービスの支給決定はできるため、実際は障害特性に応じて支給量を決定している。					不明	2006/10/1施行	見直ししていない					計画案についても、障害特性に応じた時間数等を確認の上、審査会に諮る	支給決定と実際の利用との乖離は、当然として発生する。本市としては、更新時等に実際の利用との乖離を把握した場合、相談支援専門員等に確認をとることとしている。そして、乖離がなるべく少なくなるよう計画案に反映させている。		
日進市	○	○						○					平成20年3月	見直しはしていない。			○			対象者の心身の状況が不安定で、利用するサービス量が一定でないと考えられる。		
田原市	○																		当事者の体調の変化等により、申請時の利用計画案のとおりに利用することができなかった場合や短期入所については緊急時、直ちに利用ができるように支給決定しており、利用実績が少ないケースが見受けられる。			
愛西市	○	○	○	○				○					平成24年4月	見直しはしていない						計画で想定していた状況から変わったか、計画の見込み違いがあったためと考えられる。		
清須市	○	○			○				○				平成31年4月	必要に応じて適宜						個別の勘案事項を本人や計画相談から聞き取り判断する	本人の生活スタイルの変化や体調の変化により、利用量および日数が減少するなどと考えられる。	
北名古屋市	○												0	○								
弥富市	○	○	○					○					2011年4月1日	特に定めていない						詳細を聞き取りし、必要に応じて1や2の対応をとる	介護者の不測の事態などに備え、支給決定基準の範囲内で余裕を持って申請しているため。	
みよし市	○														ケースに応じて相談支援専門員と協議の上、決定している				本人の体調不良や入院等			
あま市	○	○					国庫負担基準及び障害支援区分	○					平成31年3月	今後見直しを検討中						必要事由を個別具体的に確認し、判断している。	対象者の生活環境の変化が当初支給決定内容にそぐわなくなる場合が考えられる。	
長久手市	○	○			○								平成25年12月	令和6年度4月に改訂						本人の状況を確認し、場合によっては基準内にすることもある。また大幅に超えている場合は、認定審査会に意見を求めることがある。	人員が不足し、入ることができない場合がある。また、本人の体調が不調となり利用しない場合もある。	
東郷町	○		○					○					平成27年2月	不定期				○				
豊山町	○	○	○	○				○					令和2年2月	見直し頻度設定なし			○			・生活状況の変化 ・ヘルパーとの相性がよくない		
大口町	○	○					0						平成18年	見直しはしていない						【回答】 サービス利用計画作成時に、実際に利用するよりも多くの人が利用を希望した。		
扶桑町	○	○											国庫負担基準に実績を加味。	平成20年9月	見直しはできていない。						3ヶ月は計画案の内容で決定し、3ヶ月の状況を確認し、審査会に意見を求める。	利用できる事業所が見つからず、利用はしたいが現状できていないことがある。
大治町	○	○											国庫負担基準	H26.4	未定					世帯状況等を鑑みて決定	予備的な意味合いで決定するケースがある。	

市町村	基準を定めているか		どのように定めているか						基準制定の参考					基準を定めた時期	見直しの頻度	基準を設けていない場合の対応			支給決定基準を超えている場合			支給決定量と実績の乖離の理由
	定めている	定めていない	障害区分	障害種別	世帯構成	他サービス利用状況等	その他	生活スタイル	障害種別	障害支援区分	実績の統計	その他	計画案のとおり決定	国庫負担基準	その他	認定審査会に意見を求める	基準内に計画を修正	その他				
	32	22	28	0	8	7	5	8	14	0	0	10	11	1	10	6	5	21				
蟹江町	○		○					○					平成23年4月	見直しはしていない					支給決定基準を超えている旨、相談支援専門員に説明をした上で、基準を超える支給量が必要な理由を聞き取る。基準内で足りる場合は計画を修正してもらう。	長期にわたり利用している場合、支給決定量が足りなければ必ず見直しをするが、利用が減った場合は見直しをしないケースがあるため。		
飛島村	○		○					○					2011年4月1日	見直しはしていない				○		当人の状態（病気等）によってサービス利用が難しいことがあるため。		
阿久比町		○													申請時間が過大になる場合は、申請者、基幹や相談員等との面談、訪問等で個別の状況を勘案し、支給決定している。				個別の状況に応じて支給決定しているため、剥離状況にある事例があまりない。			
東浦町	○														個別で判断							
南知多町	○												○									
美浜町	○												○									
武豊町		○												国の示す事務処理要領を参考に決定している								
幸田町	○		○					○					平成19年	法改正等があった場合に都度見直し				○		最大で利用した場合を想定して支給量の申請をしているため。		
設楽町		○											○									
東栄町	○												○						計画時点で多めに見積もっているケースがあり、支給決定量と実績が乖離していると考えられる。			
豊根村	○												○				○		体調不良その他の理由によりサービスが利用できなかった等の理由により、想定に対して実際の実績が減少したなどが考えられる。			

訪問系サービスの人員確保について

資料9 参考③

市町村	人員確保について				人材確保の取組			取組内容	今後の実施予定				実施予定なしの理由		
	充分確保	概ね確保	やや不足	不足	実施している	障害福祉サービス全体で実施	実施していない		実施	サービス全体で実施	実施 (具体的な内 容は決まっ てい ない)	予定なし			
	0	14	15	25	3	15	36		2	5	12	17			
名古屋市			○		○			・名古屋市介護・障害福祉職員奨学金返済支援事業（市内外介護事業所等に在籍する介護・障害福祉職員等の奨学金返済を支援するもの。） ・名古屋市移動支援事業従業者養成支援事業（名古屋市移動支援事業従業者養成研修に係る費用の一部を助成するもの。） ・名古屋市外国人技能実習生（介護職種）支援事業（外国人技能実習生の受け入れを行った事業所の負担する「入国後講習」に係る費用（講習費、宿泊費、光熱水費など）の4分の3を、1人あたり最大12万円まで補助するもの。） ・名古屋市外国人介護人材等導入支援事業（外国人介護人材等を初めて雇用する事業所に対し、1人目の雇用にかかる費用を、最大55万円まで補助するもの。）							
豊橋市		○				○				○					
岡崎市		○			○										
一宮市			○			○					○		・取り組みに割く人員がいなかったため。 ・同一法人、関連法人が運営する有料老人ホーム等の入居者のみを対象とした事業所が増えており、自宅で生活している利用者へのサービスを提供する事業所が少ないことが課題であり、現状有効な対策がないため。		
瀬戸市			○			○					○		必要性は感じられるものの、予算措置が行えていないため。		
半田市			○		○			福祉人材確保のため、各サービス種別ごとに仕事内容等を説明する説明会の開催							
春日井市		○				○				○					
豊川市			○			○		人材育成・定着を目的とした研修を開催している。		○					
津島市			○			○				○					
碧南市		○			○			障害福祉サービス事業所を新たに開設する際や定員を増やす目的で改築する際にかかる建築費用や工事費用を一部助成する補助金制度を整備している。							
刈谷市			○		○			自立支援協議会の専門部会で福祉人材の確保施策について検討している。							
豊田市		○				○				○					
安城市			○		○			自立支援協議会の部会で福祉専門学校への出張講座などを行っている。							
西尾市		○				○					○		実施できる人員・予算が確保できないため。		
蒲郡市			○			○		令和7年4月より障害者自立支援協議会専門部会において、人材確保や定着に特化した部会を立ち上げ予定。		○					
犬山市			○			○				○					
常滑市			○			○				○					
江南市			○			○				○					
小牧市			○			○					○		現状人員が不足しているという声を聞くことがあるが、具体的にどの程度不足しているのか等状況把握が不十分であり、今の段階で市として人員不足に対する取り組みをしていく予定はない。今後関係機関等と連携しながら状況把握を進めていく、必要に応じて対応していく予定。		

市町村	人員確保について				人材確保の取組			取組内容	今後の実施予定				実施予定なしの理由			
	充分確保	概ね確保	やや不足	不足	実施している	障害福祉サービス全体で実施	実施していない		実施	サービス全体で実施	実施 (具体的な内 容は決まってい ない)	予定なし				
	0	14	15	25	3	15	36		2	5	12	17				
稻沢市				○	○			・毎年、10月頃に実施する「福祉まつり」にて事業所の活動内容の展示や、体験コーナーを設置している。 ・市内高等学校や大学に、福祉の仕事についての内容や魅力などを紹介する冊子を配布した。								
新城市				○		○		令和3(2021)年に、福祉サービスを確保し充実させていくため、福祉従事者がこれまで以上に輝くことができるまちづくりが必要となることから、「新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」を制定しました。条例においては、①福祉の仕事を知り、学ぶ機会の創出、②福祉の仕事への関心を高める環境づくり、③福祉従事者のスキルアップ支援、④分野や職種を超えた連携、⑤社会的評価の向上に取り組むことにより、障害福祉サービス等を担う人材の確保と質の向上につなげることとしています。第3期新城市障害者計画ではサービスを担う人材の確保と育成を促進することを施策に掲げ、福祉の事業者などからなる会議で具体的な取り組みを検討し、従事者向けの研修の実施や広報での連載記事「福祉のお仕事」の掲載等を行っています。								
東海市		○				○		計画相談支援について相談支援事業所が少なく、計画相談支援をつけられない方が多かったが、市内の社会福祉事業所に計画相談支援事業所の立ち上げについて相談したところ、立ち上げについて協力をいただき、新たに3事業所が増えて、セルフプランの解消が進んでいる。								
大府市				○	○			・喀痰吸引3号研修、介護初任者研修の受講費補助 ・自立支援協議会による人材確保の取り組み（大学生との取り組み等） ・小規模法人ネットワーク化による協働推進事業による人材育成、人材確保の取組（研修等）								
知多市			○				○		○							
知立市		○					○				○	・知立市では人員が充足していると認識している。 ・訪問系サービス事業所の対象範囲、所要額等の特定が困難である。				
尾張旭市				○			○		○							
高浜市			○			○		介護保険事業所を含めた市内関係法人と連携し、福祉人材の確保に向けた取り組みを実施する事業を行っている。 具体的には、毎月の会議の実施、事業所若手職員の交流会、各種イベントでの福祉の魅力PR活動、研修の実施など。								
岩倉市				○			○		○							
豊明市		○				○		本市では、令和6年4月より級地を6級地から5級地へと変更した。障害福祉サービス全体にかかるところであるが、事業所収入を支援することで、介護職等の給与や福利厚生に還元し人材確保につなげるこことを一つの狙いとしている。								
日進市		○					○				○	当市町村では人員が充足していると認識しているため。				
田原市		○					○				○	本市では人員が充足していると認識しているため。				
愛西市		○					○				○	当市では概ね確保できていると考えているため				
清須市			○				○				○	圏域の自立支援協議会訪問部会にて人手不足に関して講演会などを実施しており、その中で課題としても話し合いが行われている。しかし、具体的な取り組みを検討するまでは至っていない。				
北名古屋市			○		○			障害者支援協議会において、事業所の課題に対する取り組みを共有し、働きやすい環境を整えることで、人材確保に努めている。								
弥富市				○			○			○						
みよし市			○				○		○							
あま市		○					○				○	不足状況を把握できていないため。				
長久手市			○				○		○							
東郷町		○					○				○	当町では人員が充足していると認識しているため。				

市町村	人員確保について				人材確保の取組			取組内容	今後の実施予定				実施予定なしの理由
	充分確保	概ね確保	やや不足	不足	実施している	障害福祉サービス全体で実施	実施していない		実施	サービス全体で実施	実施 (具体的な内 容は決まってい ない)	予定なし	
	0	14	15	25	3	15	36		2	5	12	17	
豊山町			○				○				○		人員確保のためのノウハウが不足している
大口町		○				○		委託先の基幹相談支援センターが、人材育成等についての研修を実施している。					
扶桑町			○				○			○			
大治町		○					○				○		名古屋市に隣接しているため、町内の事業所は少ないが、エリアで考えると充足していると認識しているため。
蟹江町		○					○				○		人員がおおむね確保できていると認識しているため。
飛島村		○					○				○		人員が充足していると認識しているため。
阿久比町			○			○		自立支援協議会で課題の共有を行っている。					
東浦町			○			○		自立支援協議会を活用し、福祉法人等に働きかけをしている。					
南知多町			○			○		自立支援協議会で検討している。					
美浜町			○				○			○			
武豊町				○		○		知多南部地域自立支援協議会社会資源開発部会において、人材確保ワーキンググループを実施しており、町としては事務局からの報告を受けている。					
幸田町			○				○				○		財源が不足しているため。
設楽町			○				○			○			
東栄町		○					○	利用者が少なく、少人数でも対応できているため具体的に何か行っているわけではない。			○		当町では人員が充足していると認識しているため。
豊根村				○			○			○			

意思疎通支援者養成・派遣事業実施団体への聞き取り結果について

「あいち障害者福祉プラン2021-2026」に掲げる「県の地域生活支援事業」のうち、2023年度の実績が見込みを下回った「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣」（参考1参照）について、事業を実施する上での課題・問題点を事業実施団体に聞き取りを実施。

1 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣

(1) 聞取り団体

一般社団法人愛知県聴覚障害者協会

(2) 聞取り結果

ア 養成事業に関して

- 派遣事業実施に必要な意思疎通支援者の数は確保できている。
- 地域による偏りや平日対応できる者が少ないといった課題はある。

イ 派遣事業に関して

- 実績が見込みを下回っている状況に関する意見は特になし。
- 事業者の合理的配慮の提供義務化、AI技術の発達や支援アプリの普及等の影響による派遣依頼の増減が予想される。

(3) 県の見解

- 養成事業については、派遣事業に影響を及ぼす状況ではないものの、実績が見込みを大きく下回っている状況であることから、事業実施団体に養成研修の周知・開催方法の改善を促していく。
- 派遣事業については、県が行う「専門性の高い意思疎通支援者の派遣」の利用実績は低くなっているが、各市町村が実施する「意思疎通支援事業」（参考2参照）により必要な支援は行われているものと考える。引き続き事業の周知を行うことで利用促進を図っていく。

2 失語症者向け意思疎通支援者の養成・派遣

(1) 聞取り団体

一般社団法人愛知県言語聴覚士会

(2) 聞取り結果

ア 養成事業に関して

- 派遣事業実施に必要な意思疎通支援者の数は確保できている。

イ 派遣事業に関して

- 利用者は徐々に増加しており、今後も増加が見込まれる。

(3) 県の見解

- 失語症者向けの意思疎通支援者養成・派遣事業は令和3年度から実施しており、利用者は増加傾向にある。事業実施団体からは特に問題・課題等の意見は出ていないが、今後も引き続き事業の周知を図り、利用促進を図っていく。

<参考1：あいち障害者福祉プラン2021-2026の進捗状況（2023年度）>

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成 [指標：養成講習修了見込者数]

事業名	見込	実績	見込比
手話通訳者養成研修事業	40人	25人	62.5%
要約筆記者養成研修事業	40人	10人	25.0%
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	40人	7人	17.5%
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	30人	15人	50.0%

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣 [指標：利用見込件数]

事業名	見込	実績	見込比
手話通訳者派遣事業	170件	126件	74.1%
要約筆記者派遣事業	85件	71件	83.5%
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	1,600件	1,075件	67.2%
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	150件	41件	27.3%

<参考2：意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）の派遣について>

	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	意思疎通支援事業
実施主体	県	市町村
派遣対象	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村域を越える広域的な派遣 ・複数市区町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演等 ・専門性の高い分野など市町村での対応が困難な派遣 	聴覚障害者等が日常生活及び社会生活を営むために必要なもの（社会通念上派遣することが好ましくないもの、公共の福祉に反すると認めるものを除く）
留意事項	意思疎通支援者のうち手話通訳者及び要約筆記者の派遣は、市町村地域生活支援事業の必須事業であるため、原則、市町村が実施。	各市町村で実施要綱を制定。派遣対象は市町村により異なる。 (例) 公的機関、金融機関等への相談・手続き、医療機関における診療、公共職業安定所等の職業斡旋、学校行事、自治会等の会合への参加、冠婚葬祭など

事業者による合理的配慮の提供と意思疎通支援事業について

1 合理的配慮の提供

(1) 根拠法令

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）

障害を理由とする差別の解消を推進することによって、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(2) 合理的配慮の基本的な考え方

- 事業者は、事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合、過重な負担がない範囲で、社会的障壁※を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが求められる。
- 合理的配慮の提供は、代替措置の選択も含め、双方の話し合い（建設的対話）により対応するもの。
- 合理的配慮は、以下の点に留意が必要。
 - ・事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
 - ・障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
 - ・事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ぼないこと
- 過重な負担については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要
 - ・事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
 - ・実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
 - ・費用・負担の程度
 - ・事務・事業規模
 - ・財務状況

※ 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

<社会的障壁の例>

社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
制度	利用しにくい制度など
慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
観念	障害のある方への偏見など

2 意思疎通支援事業

(1) 実施根拠

地域生活支援事業等の実施について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）「地域生活支援事業実施要綱」

〔障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に基づき市町村が実施する事業〕

障害児・者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施することによって、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 事業の実施について

- 意思疎通を図ることに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者が円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的としている。
- 聴覚障害者等は意思疎通支援者の派遣を市町村に申請し、市町村は申請内容を審査した上で派遣の可否を決定する。
- 派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとされているが、具体的派遣の対象となる内容は市町村によって異なる。

3 まとめ

- 事業者が聴覚障害者等から直接配慮を求められた際には、事業者において対応の可否を検討することとなるが、合理的配慮の提供が義務化されたことを理由にコミュニケーション支援をすべて事業者の責任で対応しなければならないものではないと考える。
- 市町村においては、聴覚障害者等から意思疎通支援者の派遣申請があった場合、聴覚障害者等のコミュニケーションを保証する観点から、必要な支援については派遣決定を行う必要があるものと考える。

障害者雇用状況についての現状と課題

○ 法定雇用率について

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、法定雇用率（教育委員会は 2.7%（令和 6 年 4 月 1 日から））以上の割合をもって、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用しなければならないこととされている。

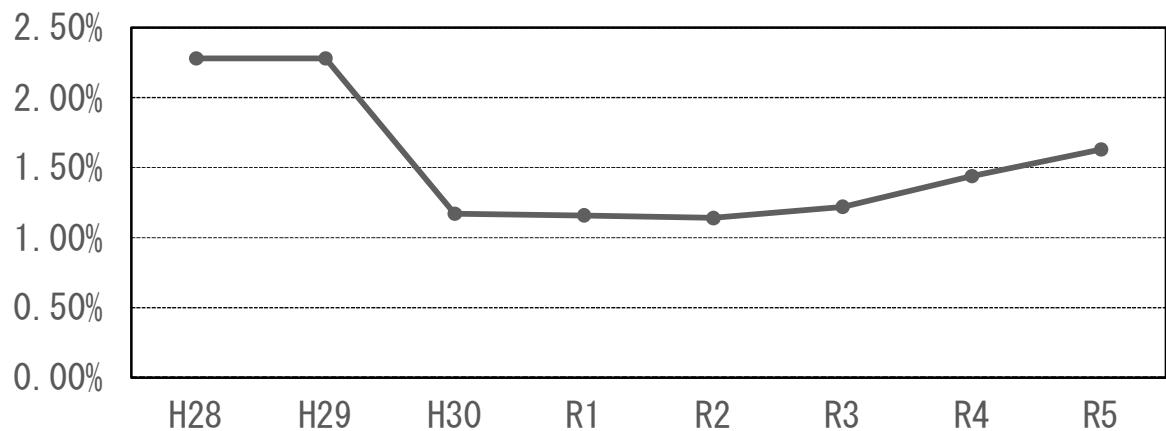
愛知県教育委員会では、令和 5 年 6 月 1 日現在の障害者の実雇用率が 1.63%（6 年連続全国最下位）となった。令和 5 年 12 月 31 日現在において、校務補助員の雇用促進の影響もあり、採用計画実施率が 50% 以上となり厚生労働大臣による勧告は回避した。

愛知県教育委員会は障害者活躍推進を喫緊の最重要課題と位置づけ、県立学校及び市町村立学校を含む教育委員会全体でその対策を研究・協議する「愛知県教育委員会障害者雇用促進対策協議会」を令和 3 年度より「愛知県教育委員会障害者活躍推進協議会」に変更し、採用障害者の定着についても研究・協議内容に加えることとした。また、その下部組織として先進的な取組事例の調査研究や活躍推進の取組について、具体的な検討を行う「障害者活躍推進プロジェクトチーム」を設置し、協議会でのまとめを受けて、障害者活躍推進の方策についてプロジェクトチームで検討を行い、改善に努めることとした。

○ 愛知県教育委員会の障害者雇用状況の推移（各年 6 月 1 日現在）

年	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)
障害者数	693	698.5	333	375	364.5	392.5	466.5	535.0
実人数	619	638	249	277	276	300	380	456
雇用率	2.28%	2.28%	1.17%	1.16%	1.14%	1.22%	1.44%	1.63%
法定雇用率	2.20%			2.40%			2.50%	

2017 再点検後（2018 実施）
障害者数 306.0 人 雇用率 1.07%



○ 障害者の活躍推進に向けて

ア 障害者採用の促進

① 教員採用選考試験について

- ・障害者選考、障害者大学推薦選考における出願資格は、身体障害者だけでなく知的障害者や精神障害者も対象としている。
- ・障害者大学推薦選考においては、第一次試験において加点している。
- ・2020 年度採用選考試験（令和元年実施）より、障害者選考と障害者大学推薦選考に障害者枠を設け、募集人数を小学校、中学校、県立学校でそれぞれ 10 名程度、計 30 名程度としている。
- ・採用選考試験の実施にあたっては、障害の程度に応じて、点字試験、試験問題の拡大、試験時間の延長、別室受験、手話通訳等の受験補助員の配置等を行い、障害者が受験しやすい環境の整備を行っている。令和 6 年度（5 年実施）採用選考試験では、23 名の障害者が出願し、3 名（小 0、中 0、高 1、特 2）が合格した。令和 7 年度（6 年実施）採用選考試験では、27 名の障害者が出願し、7 名（小 1、中 2、高 0、特 2、小中養教 2）が合格した。
- ・教員は、教員免許状の取得が必須条件であり、障害者の免許状取得者が少數であるという状況等を踏まえ、大学等に障害者の教員養成に配慮するなどの要請をしているが、なかなか障害者雇用が進まないのが現状である。

② 教員採用選考試験以外による障害者雇用について ※令和 6 年度採用（5 年度実施）

- ・愛知県立学校実習助手採用選考試験 採用者 0 名（志願者 13 名）
- ・障害者を対象とした愛知県公立学校常勤講師採用選考試験
採用者 0 名（志願者 8 名） ※合格者 1 名が辞退したため採用者 0 名
- ・障害者を対象とした愛知県職員採用選考試験（教育委員会） 採用者 1 名
- ・障害者を対象とした小中学校職員採用選考 採用者 1 名
- ・県立学校及び市町村立学校における校務補助員の採用 【資料 4】

イ 採用障害者の定着

- ① 障害に関するアンケート結果【資料 8】の活用（令和 5 年 5 月実施）
- ② 愛知労働局が実施する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の活用
 - ・障害者の障害特性や配慮についての正しい理解の浸透を図るために、各学校に広く周知して積極的な参加を促していく。
- ③ 障害者職業生活相談員の一層の活用
 - ・配置している所属においては、職員に対する相談員設置の周知と、相談員に寄せられた相談の実績と内容を確認し、今後の検討材料とする。
- ④ 職場環境や施設設備の充実
 - ・計画的な改修工事のタイミングに合わせて必要に応じて手すりやスロープ、多機能トイレの整備を行い、バリアフリー化を推進する。
- ⑤ 障害者を受け入れやすい職場環境の整備
 - ・人的、予算的な支援の可能性について検討する。

ウ 障害者の職域開発

① 校務補助員雇用の促進

- 既に校務補助員が配置されている学校においては実態を調査し、障害者が活躍できる職域の把握や可能性についての検討材料とする。
 - 校務補助員の導入が効果的であった学校の事例を校長会等において周知し、学校からの求人件数を広げていく。
 - 特別支援学校の生徒や保護者に対し、学校で就労することのメリットなどについて理解を深めてもらい、校務補助員の希望者の拡大につなげていく。
- ② 特別支援学校生徒の就労体験事業等の実施状況についての情報収集
- ③ スクールカウンセラーや部活動指導員等、様々な課が雇用している職種において、障害者活躍の可能性について検討を進める。

エ 在職障害者の正確な把握

① 障害のある職員の周知のための資料を全職員に配布【資料5】

② 報告シート様式の変更

- 令和3年度調査より、県立学校と小中学校の報告シートの書式を統一した。これにより情報共有や詳細把握における事務の合理化や、短時間勤務職員数の算出手順の合理化を図った。なお、新たな書式の作成にあたっては知事部局の報告シートの書式を参考としている。

③ 障害者であることを申告しやすい環境の醸成

- 短時間勤務職員（週20時間以上30時間未満で働く障害者）、特定短時間勤務職員に対して、申告の依頼を徹底していく。
- 令和6年4月より、特定短時間勤務職員（週10時間以上20時間未満で働く重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者）について、障害者雇用率の算定の対象に含まれることとなっている。

オ 障害者雇用促進のための啓発

- ① 教員採用選考試験や実習助手及び寄宿舎指導員採用選考試験、愛知県職員採用選考試験などにおける障害者選考の取組に関する広報の一層の充実を図る。具体的には高校生向けに教員の魅力を発信するパンフレットや一般向けに配布する教員採用案内リーフレットに、障害のある方が教員として活躍している現状を盛り込み、障害のある方に教員に関心を持ってもらう。
- ② 愛知労働局が実施する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の活用
- ③ 障害に関するアンケートの実施と結果【資料8】の活用（令和5年5月実施）

カ その他

○ 教育委員会における障害者雇用の推移（各年度 6月 1日現在）

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障 害 者 雇 用 率 (法 定 雇 用 率)	1.22% (2.5%)	1.44% (2.5%)	1.63% (2.5%)
算定基礎となる職員数 (う ち 教 育 職 員)	32,183.5 人 (29,928.0 人)	32,450.0 人 (30,133.0 人)	32,922.0 人 (30,556.5 人)
障 害 者 雇 用 数 ※ (実 数)	392.5 人 (300 人)	466.5 人 (380 人)	535.0 人 (456 人)
障 害 者 雇 用 不 足 数	411.5 人	344.5 人	288.0 人

※ 重度障害者 1人は 2人換算、短時間勤務者 1人は 0.5人換算 等

※ 法定雇用率については、令和 6 年 4 月より 2.7%である。

○ 教員採用選考試験の障害者選考の実施状況

区分	取組内容	募集 人員	令和 5 年度採用		令和 6 年度採用	
			志願者	合格者	志願者	合格者
正規教諭	令和 2 年度採用から障 害者枠新設	30 人 程度	25 人	6 人	23 人	3 人

○ 教員採用選考試験以外の障害者選考の実施状況

区分	取組内容	募集 人員	令和 5 年度採用		令和 6 年度採用	
			志願者	合格者	志願者	合格者
実習助手 寄宿舎指導員	令和 2 年度採用から知 的障害に加え、身体障 害・精神障害に拡充	2 人 程度	12 人	1 人	13 人	0 人
常勤講師	令和元年度採用から障 害者を公募	15 人 程度	3 人	0 人	8 人	1 人

○ 県立学校校務補助員の採用（令和 2 年度新規事業）

<業務内容>

データ入力、資料印刷、文書封入、図書整理、農場管理等

<勤務条件>

週 30 時間（所属の希望により週 20 時間も可）

任期は年度末まで（勤務状況により 2 回更新可）

報酬は時給 1,084 円～1,486 円（別途、期末勤勉手当及び通勤費を支給）

<採用状況>

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
採用枠	75 人	135 人	177 人	177 人
新規採用	66 人	35 人	66 人	21 人
現員数	77 人	104 人	153 人	158 人
予算額	158,720 千円	299,263 千円	405,537 千円	494,811 千円

※各年度末の人数、令和 6 年度は 6 月 1 日現在の人数

○ 市町村立学校校務補助員の採用（令和 4 年度新規事業）

<業務内容>

データ入力、資料印刷、文書封入、図書整理等

<勤務条件>

週 30 時間（所属の希望により週 20 時間も可）

任期は年度末まで

報酬は時給 1,084 円～1,486 円（別途、期末手当及び通勤費を支給）

<採用状況>

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
採用枠	106 人	110 人	114 人
新規採用	31 人	28 人	17 人
現員数	30 人	55 人	66 人
予算額	230,378 千円	256,338 千円	319,206 千円

※各年度末の人数、令和 6 年度は 11 月 1 日現在の人数